

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1998 February

2



CONTENTS

今月の特集

- アジア通貨危機の通信業界への影響 <第1回 韓国> 3
 韓国通信業界を支える財閥、中小企業の経営悪化により、事業者は投資計画の縮小を迫られる。景気減退の影響は特に携帯電話市場で大きい。
- 英国貿易産業省（DTI） 欧州連合（EU）相互接続指令等への対応を諮問 12
 貿易産業省（DTI）は、欧州連合（EU）の相互接続指令及びONP修正指令への対応につき、相次いで諮問文書を発表した。意見締め切りは11月21日（前者）及び同27日（後者）。意見とりまとめを経た法律修正案及び規則制定案は議会に提出されて12月31日までに発効の予定。

各国のテレコム情報

- 〈中国〉**
 「中国公衆マルチメディア通信管理規則」の施行 31
 中国の情報技術革新を進める規定が施行。
- 〈香港〉**
 香港の通信動向 33
 香港のセルラー電話市場における統合・再編が開始。香港テレコム、国際通信独占免許の早期終了に係る条件に合意。
- 〈イスラエル〉**
 イスラエルの通信 35
 C&W、BEZEQへ出資拡大。
- 〈欧州委員会〉**
 ドミナント通信事業者に対しCATV事業の分離を指示 36
 通信とCATVは競合する分野であると位置付け、通信市場競争の促進を狙う。
- 〈英国〉**
 電気通信庁（OfTel） 免許料体系の見直しを諮問 38
 電気通信庁（OfTel）は、1998年12月、諮問文書「A Review of Telecommunication Licence Fees in the UK」を発表して免許料体系の変更を諮問。
 エナジス（Energis） 上場を果たす 42
 電力系電気通信事業者であるエナジス（Energis）は、1997年12月、ロンドン及びニューヨーク株式市場への上場を成功のうちに果たした。
- 〈ドイツ〉**
 ドイツテレコム、事業者切替料問題と教会対策で立ち往生 45
 切替料問題で非難集中。その上教会に泥試合を仕掛けて世間の怒りに油をそそぐ結果に。
 ドイツ政府、ドイツテレコム株の13%を放出 47
 ドイツ政府は、1997年12月19日、1999年欧州通貨統一に向け財政赤字を削減するためドイツテレコム株（発行済株式の13%）を放出。
- 〈スペイン〉**
 レベシオン、サービス開始 49
 スペイン通信市場の完全自由化期限に先駆けて、第2事業者が電話サービスを開始。
- 〈ノルウェー〉**
 ノルウェー政府、Telenor/Telia合併で方針転換 50
 ノルウェーのVondevik首相は、1月22日、テレノール（Telenor AS）とスウェーデンのテリア（Telia AB）の合併交渉に対する反対を撤回すると表明した。議会基盤の弱い内閣が野党の介入批判によって追い詰められたもの。



今月の特集

アジア通貨危機の通信業界 への影響 <第1回 韓国>

前川 睦衣

韓国通信業界を支える財閥、中小企業の経営悪化により、事業者は投資計画の縮小を迫られる。景気減退の影響は特に携帯電話市場で大きい。

通貨危機による波紋がアジア各国に広がっているが、通信事業のようなサービス産業に対しては、自動車産業などの製造メーカーのように操業停止、倒産に追い込まれるほどの直接的ダメージは少ない。しかしながら、金融破綻、景気減退、通貨および株価下落などが通信業界に与える影響も無視できない。

例えば、タイのセルラー電話事業者TAC（UCOMグループ）ならびにバンコク首都圏の電話事業者テレコムアジアなどのように、資金調達を外貨建ての融資に依存しながら、現地通貨収入しか得られない事業者は、債務返済額および返済利息が膨張し、財務状況が悪化している。また、交換機、端末などの通信機器・設備の大部分を輸入製品に依存するアジアでは、自国通貨下落による通信機器購入コストの上昇により、設備計画の縮小を迫られる事業者も出てきている。株価暴落の影響で、97年第3四半期実施予定であったKT（韓国通信）株式の海外市場への売却も再度延期され、韓国政府の財政収入のあてがはずれた。

特にダメージが大きいのは、各国とも近年競争が激化している移動体電話市場であり、未だにセルラー電話が贅沢品の部類に入るアジアでは、景気減退に伴い新規加入契約者の増加に歯止めがかかり、打撃を受けている。PHS、PCSといった成長が期待される新規サービスの導入についても、タイ、インドネシアなどでは相次いで延期となった。

唯一、プラス要因が見い出せるのは、国際電話サービスにおける計算料金収入くらいで、アジア各国では、着信トラフィックが発信トラフィックを上回り、計算料金が多かれ少なかれ受取基調となっており、自国通貨の下落により為替差益が得られることとなる。このお陰で業績が好調なのが、過大な着信超過傾向の続いている



KDD RESEARCH



フィリピンのPLDTおよびインドのVSNL（インド国際通信公社）などである。

通貨危機の影響が最も大きく、IMF金融支援を受けた韓国、タイ、インドネシア3国の通信業界に焦点をあて、2回に分けてその影響をレポートする。

韓国

1. 経済概況

(注1)
これは、IMFの歴史上、最高の支援額である。このうち、150億米ドルはIMFの自己資金から、350億米ドルは、米国、および日本を中心とする主要7カ国が債権者である。

(注2)
換算レートは1米ドル=126.97円(98.1.23付)を使用。

(注3)
80年代の後半以降、5%を上回る経済成長を遂げてきた韓国にとっては、オイルショックと軍事クーデターの起こった1980年（実質GDP成長率-2.2%）以来の低成長となる。当初3%から、下方修正された。

(注4)
ただし、セルラー電話・PCS・ページングといった移動体通信、港湾通信、空港関連通信等の無線電話については、33%までの外資が認められている。

97年11月、1,500億米ドル（約19兆円）^(注1)を超える対外債務を抱え、通貨ウォンと株価の急激な暴落に見舞われた韓国は、タイ、インドネシアに続いてIMF（国際通貨基金）に金融支援を求め、同年12月、総額570億米ドル（約7兆2,400億円）^(注2)の融資を受けることが決まった。IMFとの交渉で、98年のGDP成長率を、1-2%^(注3)に固定し、対外債務を50億米ドル、対GDP比1%程度に抑えることとなった。98年2月25日に大統領に就任する金大中氏も、この条件を継続して受け入れる構えである。

IMF管理下で緊縮財政を維持することになった韓国では、企業は事業計画と設備投資の縮小を迫られるとともに、国民の消費意欲も、インフレや税金の引き上げにより減退することが予想される。

2. 現地財閥、中小企業が株主の通信事業

韓国政府は、国内通信事業者を育成し、国際競争力を強化する目的で、国際電話、国内電話などの基幹通信事業への外資参加は、97年12月31日までは禁止してきた^(注4)。33%を上限とする外資が認められている移動体通信にエアタッチ、クアルコムなどの米国の通信機器メーカーが出資している他は、KTを除いて、韓国財閥あるいは韓国中小企業の株式の持ち合いによって成り立っている。

現在、韓国では大財閥、現代、大宇、LG（金星）、三星のグループ全体の債務が、韓国企業の債務全体の半分を占めると言われており、4大財閥の今後が、韓国経済の復旧を大きく左右すると言っても過言ではない。今年2月25日に就任する新大統領金大中氏は、財閥のリストラを進め、労働者の解雇を可能とする法案に対し議会の承認を得るべく準備を進めている。また、財閥各グループも、不採算事業からの



KDD RESEARCH



撤退などを検討しており、通信事業についても今後は、事業計画の縮小や新規事業者を中心とした吸収・合併による再編などに拍車がかかりそうである。

韓国主要通信事業者と出資者

事業者	主要出資者（財閥系列に■）	進出分野
KT	政府71.2%	国際通信、市外・市内電話
DACOM	三星電子4%、大宇重工業3%	国際通信、市外電話
オンセ通信	高麗合繊・大隆・東亜・ロッテ・ヘテ・亜細亜セメント・日進・漢拏（各々6.55%、計52.4%）、韓国電力4.70%	国際電話、市外電話
ハナ口通信	DACOM10%、韓国電力7%、現代電子、三星電子、SKテレコム、大宇通信、鮮京	市内電話
SKテレコム	鮮京22.24%、KT19%	セルラー電話、ページング（全国）
新世紀移動通信	浦項製鉄15%、金星・三星・現代・大宇が各々3%、計12%）、エアタッチ11.3%、SBC8.25%、クアルコム2.6%	セルラー電話
ナレ移動通信	ヘテ4.78%	CT-2、ページング
KTフリーテル	KT	PCS
ハンソルPCS	ハンソル製紙、DACOM	
LGテレコム	LG情報通信、LG半導体、LG電子	
エアメディア	高麗亜鉛	無線データ通信（全国）
インテック無線通信	インテック産業	
ハンコムテレコム	韓国コンピュータ	
ドルーネット	三宝グループ10%、韓国電力9.9%	回線設備賃貸
G&Gテレコム	大韓石油管公社	
亜南テレコム	亜南グループ	業務用無線通信（全国）

各種資料よりKDD総研作成

実際に経営が悪化している財閥系列下の企業の中には、資金調達的手段として、通信会社の株式を手放す動きが出ている。ヘテ財閥（資産総額24位）は、新世紀移動通信（セルラー電話）の株式0.95%、およびナレ移動通信（ページング、CT-2）の4.78%に加え、オンセ通信（国際電話）の株式6.86%を銀行融資を受けるために担保に入れた。また、漢拏ハラ財閥（資産総額18位）の萬都機械（Mando Machinery）^(注5)も、97年12月6日の親会社の破綻宣言直前に、同社の持つオンセ通信の株式6.86%を売却することを決め、これをSKテレコムが買い取るという情報もある。一方、KTに次ぐ韓国の第2市内電話免許を取得し、99年初頭からサービスを開始する計画のハナ口通信は、増資計画に対して、主要株主であるDACOM、韓国電力（KEPCO）

(注5)
漢拏（Halla）財閥が約36%出資する自動車および自動車部品メーカー。



KDD RESEARCH



(注6)
他に移動体データ通信免許を取得したハンコム通信、エアメディアの2社は、97年9月よりサービス提供を開始している。

(注7)
日本の大蔵省および経済企画庁を合わせた機能を持つ官庁。国家予算配分、金融機関の管理、国会経済計画の策定などを行う。

(注8)
KT株式の外国人持分取得は、当初WTO電気通信交渉結果の発効に合わせ、98年1月1日以降、解禁の予定であったが、電気通信事業法の改正により、その内容を一部前倒し、同事業法公布日である97年8月28日以降、外国人は20%を上限として、KTの株式を国外で株式預託証書によって取得できることとした(事業法付則第4条第2項)。

(注9)
換算レートは1ウォン=0.072円(98.1.23付)を使用。



KDD RESEARCH

三星、SKテレコムから反対を受けている。

全国レベルの移動体データ通信免許^(注6)を取得しながら、サービス提供を開始していなかったインテック無線通信は、97年9月に無線データ通信ネットワークをエリクソンに受注し、同年10月にサービス開始の予定であったが通貨下落の影響で、設備計画が進まず、経営危機に陥っている。

3. 国際電話事業者へのインパクト

3.1 KTの政府保有株式の売却延期と業績不調

財政経済院^(注7)は、政府の公企業民営化計画に則り、過去3回にわたり韓国国籍を有する法人あるいは個人投資家を対象に株式の売却を進め、現在政府が71.2%を保有している。将来的には、KTの株式の51%までを民間に売却する計画である。KT株式1,000万株の追加売却(総株式の7%程度)は、97年第3四半期にニューヨークの証券市場で売却する^(注8)予定であったが、97年7月の起亜グループ(資産総額第8位)の倒産による海外からの信用失墜と証券市場暴落の影響で、株式評価額が財政経済院が当初予想した1株あたり5万ウォン(約3,600円^(注9))から、3.5~4万ウォン(約2,500~2,900円)と2、3割低下し、当初予想した売却額5,000億ウォン(約360億円)に充たないため、売却は98年以降に見送りとなった。財政経済院は、KT株式売却益で税収不足を補う予定であったが、あてがはずれた。

KTの97年の業績は、決して明るくない模様である。97年度では、売上高が7.43兆ウォン(約5,350億円)と前年度比6.3%の増加となるが、当期利益は、同9割減の180億ウォン(約13億円)となる見込みと発表されている。詳細は明らかではないが、大幅減益の主な原因は、市外電話・国際電話における競争の進行に伴う電話事業におけるシェア低下と、マーケティング費用の増大、そして東南アジア、ロシアなど海外投資先の業績不振が影響していると考えられる。

98年以降は、コールバック、インターネット電話、再販などの「別定通信事業者」(後述)の出現で、更に電話事業における収益性の低下が予想されるため、98年度予算では、営業コストを30%削減し、通信網への設備投資を前年より23%程度削減することで(2兆7千億ウォン/約2,000億円)、売上高7.9兆ウォン(約5,700億円)、純利益4,470億ウォン(約322億円)とする計画である。また、KTは、民間企業なみの効率的な経営を目指して、組織改正、リストラを進め、全体の17%の社員の再配置



を行なう。

3.2 為替差損により赤字計上のDACOM

DACOMの97年度の売上高は、当初6,600億ウォン(約475億円)、当期利益200億ウォン(約14.4億円)の見込みであったが、ウォン下落により設備調達コストが上昇したこと等が原因で、合計300億ウォン(21.6億円)の為替差損が発生したため、創業以来初めての赤字会計となった。同社の主力事業である国際電話部門における計算料金収入によって生じた約200億ウォンの為替差益も、これを吸収しきれなかった。

98年は、前年度、成長性の高かったパソコン通信、インターネット部門、専用回線事業に注力し、市外電話事業でも2,100億ウォン(約151億円)の売り上げ目標を定め、15%のシェアを獲得する計画である。

3.3 設備投資計画の縮小を迫られるオンセ通信

第3番目の国際通信会社、オンセ通信は、通貨下落前の97年10月1日より世界12カ国17キャリア宛の国際電話サービス「Segye Phone 008」を開始した。通話料金は、DACOMより5%低く、KTよりも6%低い設定であり、サービス開始後2カ月間で、8~10%のシェアを獲得している。低廉な料金に加え、他の2社が6秒課金であるのに対してオンセ通信は1秒課金^(注10)である点や、平日12時から13時までのランチタイムは30%割引となる料金制度が特徴的である。

しかし、97年11月のウォン急落以降、対米ドルレートは1年前の半値近くまで下がり、その影響で国際関門局の増設、伝送路建設などの設備投資コストが上昇する^(注11)ため、同社も例外なく事業計画の見直しを迫られるであろう。オンセ通信は、99年1月より第3番目の事業者として市外電話に参入する予定である。ちなみに、通貨下落前の時点では、オンセ通信は、99年までに3,800億ウォン(約274億円)を投資する計画であった。

国際3社の設備投資、合理化計画

	設備投資計画の見直し	合理化計画
KT	98年度、2兆7千億ウォン(約2,000億円)に削減(-23%)。	現行社員61,000人から2,200人削減。
DACOM	4,400億ウォン(約317億円)から3,000億ウォン(約216億円)に削減(-30%)。	現行社員2,600人を98年末までに2,200人に削減。
オンセ通信	99年までに3,800億ウォン(約274億円)の投資計画を縮小。	..

(注10)

DACOMも97年11月1日より、従来の6秒課金から、1秒課金に変更している。KTは6秒課金。

(注11)

韓国では、市内交換機、および国内伝送路設備は現地サプライヤー(大宇、ハンワ、金星、三星電子)が生産しているが、国際交換機はエリクソン、ルーセント、アルカテルなどの外国製品を輸入している。



KDD RESEARCH



5. 失速する移動体通信市場

5.1 新サービスPCS

韓国の携帯電話市場は、96年から2社競合となったばかりであるが、新たにCDMA方式のPCSが3社によって提供開始されている。98年1月1日からという当初のサービス開始計画を前倒しし、LGテレコムが97年9月1日から、残る2社、KTフリーテルおよびハンソルPCSは、97年10月1日から参入した。3社ともセルラー電話2社よりも加入料、月額基本料、通話料ともに2~3割低い料金を設定し、クレジットカード会社^(注12)との提携による顧客囲い込み戦略を実施し、10月末までに3社合計で300万顧客の契約を獲得していた。しかし、3社とも当初の予定よりも数カ月前にサービス提供を前倒ししたため、肝心の端末の供給が追い付かず、端末を入手してサービスを利用できる顧客は約50万に充たず、ほとんどの顧客が端末が配付されるのを待っている状況であった。PCS端末の主要メーカーの三星電子、LG情報通信(LG Information & Communication)、現代電子の3社を合計しても生産可能端末数は昨年未まで、100万個を下回る程度である。

既にサービスを利用している顧客からの反響は、1端末40万ウォン(約3.3万円)と高価である、サービスエリアが狭い、サービス品質も期待はずれというものである。CDMA端末は現地生産を行ってはいるが、開発メーカーである米国クアルコム社に対する特許料の支払い(端末の売り上げの5%)が中小企業の端末製造市場への参入と端末価格の低減を妨げている。その上、今後予想される増税、賃金の減少というマイナス材料がそろい、すでに契約している300万加入についても最大過半数が解約するのではないかという悲観的な見方もある。

97年12月4日、PCS提供事業者3社のうち、ハンソルPCSとKTフリーテル社は、ネットワーク統合し、基地局を相互利用することで合意し、今後5年間で合計1.2兆ウォン(約864億円)以上の設備投資の削減を見込んでいる。当初、急成長が期待されたPCS事業も、景気減退により、加入者の増加に歯止めがかかることが予想される。

5.2 新規契約減少、解約増加のセルラー電話

一方、96年4月の新世紀移動通信(Shinsegi Mobile Telecom)の参入により、それまで移動体電話市場を独占していたSKテレコム(旧「韓国移動通信」Korea Mobile Telecom)との2社競争体制となったセルラー電話は、96年末には加入者数が300万を越え、前年比で2倍近い急成長を見せ、このままいけば97年末には500万加入を越

(注12)

ハンソルPCSは銀行系カードと、LGテレコムはLGカード、KTフリーテルは三星カードと提携している。



KDD RESEARCH



える勢いであった、その後97年9月以降新規参入したPCS事業者にシェアを奪われ初め、目標到達は困難となりつつある。韓国第2の都市、釜山においては、97年12月のセルラー電話解約数が5万件に上り、解約数が前月の2倍になった。キャリア別でも、SKテレコムの新規契約数は、97年10月の3.5万件から、同年12月には1.8万件的約半分に落ち込んだ上、解約数も97年12月だけで6万件に達した。新世紀通信の新規契約数も97年1月の2万件から、97年12月には一気に7,000件に減少し、解約数も1.5万件に上った。同社の主要株主である三星、大宇、現代は財政危機により、97年10月に予定していた増資計画を見送っている。

5.3 MIC（情報通信省）の誤算、CT-2サービス^(注13)

CT-2サービスは、過去に英国、香港などで導入された経緯があるが、セルラー電話の普及とともに衰退し、英国では1993年に、香港でも1996年中にサービス全面廃止となっている。セルラー電話と比較して、端末、基本料、通信料ともに低廉な所が売り物であったが、セルラー電話の料金値下げ競争により、CT-2との価格差が縮小するとともに、逆にサービスエリアが狭い、発信専用であるといったCT-2の機能面の短所がクローズアップされ加入者が伸びず、どちらの国でも4年間という短命な過渡的サービスとして終わっている。

こうした他国における経験にもかかわらず、96年6月にMICがCT-2新規免許を11社に対して付与した理由は、韓国で、当時すでに1,200万加入（普及率約27%）を超えていたページングを着信手段とし、これと組み合わせて発信手段としてCT-2を利用することにより、先発のセルラー電話、後発のPCSの間のニッチ市場を形成し、短期に急成長を遂げるだろうとの見込みがあつてのことであった。

97年前半から、KTが全土で、ソウル移動通信、およびナレ移動通信の2社がソウル市内で、その他ページング事業者8社が各担当地域においてCT-2サービスの提供を開始している。しかし、自前の電話網を活用し、全国規模のサービス展開を行っているシェア第1位のKTを除いて、他のCT-2事業者10社はサービス開始からわずか1年も立たない現在、11社全てが経営困難に陥っている。すでに、移動体通信市場は、ページング、セルラー電話、昨年9月から新たに加わったPCSの間の過当競争状態にあり、CT-2は通話料金がPCSの1/2という低廉さにもかかわらず、生き残れる余地は少ない。97年11月現在で、CT-2加入者数は、合計70万加入（そのうちKT加入者、32万）、セルラー電話350万、PCS加入登録者数300万（うち利用可能な加入者数18万）である。また、昨年10月までに既存のページング加入者も約210万加入がページン

（注13）

CT（City Telephone）は、1980年代後半、英国で開発されたデジタル移動電話サービス。1989年、英国で「テレポイントサービス」として開始された。駅や街頭に設置された小型無線基地局の周囲100～200mの範囲内でのみ発信専用コードレスホンとして使用可能。



KDD RESEARCH



グからPCSに移行している。

97年12月5日、ソウル移動通信を含むCT-2事業者10社は、サービス開始から僅か9カ月で、事業からの撤退および取得免許の返上、加入者と設備のKTへの継承に合意し、政府に対して意見書を提出した。その後、MIC長官の加入者保護対策を準備することを条件に退出を許可するとの発言を受け、KTとCT-2事業者との間では、現在、設備および加入者の譲渡問題について、交渉が行われている。

主要移動体通信事業者の売上高と営業収益

(単位: 1億ウォン)

	1996年		1997年(見込み)	
	売上高	営業収益	売上高	営業収益
SKテレコム	26,760	1,955	33,000	1,100
新世紀通信	1,650	-1,470	5,000	-2,000
ソウル移動通信	1,839	126	2,400	70
ナレ移動通信	1,800	124	2,350	150

出典: Korea Economic Weekly(98.1.26-2.2)

韓国の移動体通信加入者数推移

(単位: 万)

サービス	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年(予測値)
セルラー電話	47.2 (1.1)	96.0 (2.2)	164.1 (3.7)	318.6 (7.0)	520.0 (11.4)
内					
AMPS	47.2	96.0	164.1	229.9	219.4
訳					
CDMA	0.0	0.0	0.0	88.7	191.9
ページング	264.9 (6.0)	636.0 (14.3)	935.0 (20.8)	1256.9 (27.7)	1334.4 (29.2)
PCS	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0 (0.4)
CT-2	0.0	0.0	0.0	0.0	70.0 (1.5)
人口	4,406	4,445	4,490	4,530	4,570

(注1) 各種資料をもとにKDD総研作成。

(注2) カッコ内は、普及率を示す。

6. 加速する通信の規制緩和

誰もが予測し得なかった通貨危機のさなか、韓国政府は、世界的な規制緩和の流れに添って、WTO基本電気通信交渉の結果を反映し、電気通信事業法を改正、98年1月1日より施行した。主な改正点は、設備ベースの電気通信事業に対する外資参



KDD RESEARCH



入を初めて認めたこと（98年1月以降33%を上限、KTは20%が上限）および「別定通信事業」（基幹通信事業者から設備を賃借し、基幹通信事業を行う）という区分を新設（電気通信事業法第4条）し、従来、禁止していた公専公接続による音声の単純再販、コールバック、インターネット電話などの提供を正式に認めた点である（下表参照）。今回の改正には、国内事業者と外国事業者との間の競争を促進させ、利用者の便宜を向上させ、通信市場の拡大を図ろうという狙いがある。

今後は、財閥の経営基盤の立直しに伴い、非採算性部門からの撤退、売却による事業内容の整理が進むものと考えられ、財閥によって支えられている通信事業においても国内事業者同士、あるいは外国企業との間のM&Aも活発化することが予測される。外資への韓国市場の開放は、自国経済を建て直す上で、必然的とも言える施策であり、IMFからも特に金融分野における外資制限の緩和を求められている。今回の韓国における経済危機は、外国企業にとっては、韓国への投資、進出のチャンスと見ることができ、韓国にとっては短期的にはセルラー電話に見られるように需要の落ち込みによる事業者の経営難などの痛みが伴おうが、長期的には、経営の合理化を進めることにより、多様なサービスの低廉な料金での提供が可能となり、競争力の低い事業者の淘汰が進み、最新技術の導入等にもなう市場拡大といった好結果を生み出すシナリオが待っていることを期待したい。

改正電気通信法に基づく外資規制緩和スケジュール

分類	1998年1月1日以降	1999年1月1日以降	2001年1月1日以降
基幹通信事業者(設備ベース)	外資上限33%	同左	上限49%
KT	外資上限20%	同左	上限33%
付加通信事業者	外資制限無し (94.1以降)	同左	同左
別定通信事業者 (音声の再販、インターネット電話等)	国内事業者に開放。 外資参入禁止(注)	現地法人を通して、 外資参加可能(上限 49%)	外資制限無し。

(注) 電気通信事業法(98.1.1施行)付則による。

【参考文献】

- KDDソウル事務所報告(97.10.27、11.5、98.1.30等)
- Teleoms and Wireless Markets/Asia's Four Tigers(ピラミッド社、97年3月発行)
- Asia Pacific Telecoms Analyst(97.11.3、12.1、12.15、1.12)
- Asia Pacific Mobile Analyst(97.9)
- Telenews ASIA(97.11.5)
- Global Mobile(98.1.22)等



KDD RESEARCH



英国貿易産業省(DTI) 欧州連合(EU) 相互接続指令等への対応を諮問

古閑 裕朗

貿易産業省(DTI)は、欧州連合(EU)の相互接続指令及びONP修正指令への対応につき、相次いで諮問文書を発表した。意見締め切りは11月21日(前者)及び同27日(後者)。意見とりまとめを経た法律修正案及び規則制定案は議会で提出されて12月31日までに発効の予定。

電気通信自由化で他の加盟国に先行する英国にとり、1998年1月1日に向けた最終段階の調整と言える今回の諮問を以下に概観する。

<出典>貿易産業省諮問文書(10月)他

《目次》

- 1 エグゼクティブ・サマリー(貿易産業省(DTI)提案の要旨)
 - (1) EU相互接続指令への対応
 - (2) EU ONP修正指令への対応

- 2 EU相互接続指令への対応を提案する貿易産業省(DTI)諮問文書の概要
 - (1) 相互接続を請求できる事業者の範囲に関して
 - ア) EU相互接続指令の要請(第4条)
 - イ) 貿易産業省(DTI)が提案するAnnex II事業者の範囲
 - ウ) 将来の対応(RCS規制変更)
 - (2) 相互接続を提供すべき事業者の範囲に関して
 - ア) EU相互接続指令の要請(第4条(2)他)
 - イ) 貿易産業省(DTI)が提案する対応
 - (3) 相互接続の権利と義務の停止に関して
 - ア) EU相互接続指令の要請(第4条)
 - イ) 貿易産業省(DTI)が提案する対応
 - (4) 他のセクターで特別の又は排他的権利を有する事業者の扱いに関して
 - ア) EU相互接続指令の要請(第8条(1))
 - イ) 貿易産業省(DTI)が提案する対応





- (5) ユニバーサル・サービス・コスト分担等に関して
 - ア) EU相互接続指令の要請(第5条)
 - イ) 貿易産業省(DTI)が提案する対応
- (6) 紛争解決に関して
 - ア) EU相互接続指令の要請(第9条)
 - イ) 貿易産業省(DTI)が提案する対応
- (7) 不可欠の必要に基づく接続の拒否及び災害時の通信確保に関して
 - ア) EU相互接続指令の要請(第10条)
 - イ) 貿易産業省(DTI)が提案する対応
- (8) コロケーション及び設備共有に関して
 - ア) EU相互接続指令の要請(第11条)
 - イ) 貿易産業省(DTI)が提案する対応
- (9) その他国内規制への影響の考察
 - ア) 拡張サービス・プロバイダーの扱い
 - イ) 計算料金制度の終焉と事業者への影響
 - ウ) 番号計画

参考(1) 1997年電気通信(相互接続)規則の概要

参考(2) Annex II事業者として提案された350社

3 EU ONP修正指令への対応に関する諮問文書の概要

- (1) EU ONP修正指令の概要
 - ア) EU ONP枠組み指令
 - イ) EU専用線ONP指令
- (2) EU ONP修正指令への対応

参考(3) 1997年電気通信(ONP及び専用回線)規則の概要

4 補遺

- (1) 今後の欧州連合(EU)法制への対応等
- (2) 相互接続に関する紛争解決等について
- (3) 指令の国内直接適用等
- (4) まとめに代えて

参考(4) 相互接続料金の国際比較



KDD RESEARCH



(注1)

EU相互接続指令

1997年6月に採択された欧州議会・理事会指令97/33/EC「Directive 97/33/EC of the European Parliament and of the Council of 11 June 1997 on Interconnection in telecommunications with regard to ensuring universal service and interoperability through application of the principles of Open Network Provision (ONP)」を指す。

(注2)

EU ONP修正指令

1997年6月に採択された欧州議会・理事会指令97/51/EC「Directive 97/51/EC of the European Parliament and of the Council amending Council Directive 90/387/EEC and 92/44/EEC for the purpose of adaptation to a competitive environment in telecommunications」を指す。EU ONP枠組み指令(注12)及びEU専用線ONP指令(注13)を修正するもの。

(注3)

貿易産業省(DTI)は「EU相互接続指令が相互接続の権利と義務が適用されるサービスとは、エンド・トゥ・エンド・サービスのために電気通信網の相互接続性と相互運用性を確保するようなものである。完全なエンド・トゥ・エンドの電気通信サービスの提供ではなく、電気通信サービスを相互に結び付けること(Linking)に関連するようなサービスがその範疇である。自らシステムを保有しない者による他の事業者の小口サービスの再販はEU相互接続指令の対象外である。」と解説している。



KDD RESEARCH

1. エグゼクティブ・サマリー (貿易産業省(DTI)提案の要旨)

今般の諮問文書で、貿易産業省(DTI)は以下の提案を行った。

(1) EU相互接続指令^(注1)への対応

- ・ 顕著な市場支配力を有する事業者を指定する権限及び相互接続交渉介入権限等を電気通信庁(Ofcom)長官に与えるため、1984年電気通信法に対する下位規則として1997年電気通信(相互接続)規則を制定すること。
- ・ 円滑なコロケーション及び設備共有の実現のため1984年電気通信法別表2(公益事業特権)を改正すること。
- ・ 相互接続を請求できる事業者として約350社を指定し、関連免許に相互接続サービス提供義務、ユニバーサル・サービス・コストの提出義務及び会計分離義務等に関する条項等を追加すること。

(2) EU ONP修正指令^(注2)への対応

- ・ 顕著な市場支配力を有する事業者を指定する権限等を電気通信庁(Ofcom)長官に与えるため、1984年電気通信法に対する下位規則として1997年電気通信(ONP及び専用回線)規則を制定すること。さらに顕著な市場支配力を有する事業者の免許条件を改正すること。

2. EU相互接続指令への対応を提案する貿易産業省(DTI)諮問文書の概要

上記諮問文書が提案する規制変更の提案内容は以下のとおりである。

(1) 相互接続を請求できる事業者の範囲に関して

ア) EU相互接続指令の要請(第4条)

EU相互接続指令は、交換又は非交換のペアラ・サービスをユーザーに提供する事業者であって以下のカテゴリーの何れかに属する者を相互接続を請求できる事業者と定めている(EU相互接続指令第4条及びAnnex II)^(注3)。



カテゴリー (1) 固定 / 移動公衆交換電気通信又は (及び) 公に利用可能な電気通信サービスを提供し、それによって国内番号計画によって定まる¹ないし複数の網終端点へのアクセス手段をコントロールする者

カテゴリー (2) ユーザー構内に専用線を提供する者

カテゴリー (3) 加盟国において域内又は第三国との間の国際電気通信回線の提供を認可された者であって、その目的のために特別の又は排他的な権利を有する者

カテゴリー (4) 国内免許又は認可制度に則してこれらの範疇との相互接続を認められる電気通信サービスを提供する者

これらの事業者 (以下「Annex II事業者」という) は相互接続を請求する権利と同様、相互接続を提供する義務を負う。

イ) 貿易産業省 (DTI) が提案する Annex II 事業者の範囲

現行の英国の相互接続規制で相互接続を請求できる事業者とは、関接続可能システム (RCS : Relevant Connectable System) を有する事業者である。関接続可能システム (RCS) は個別免許によって定義されるシステムであることから、個別免許を有する事業者と言った場合と範囲においてほぼ同じになる。個別免許制度に立脚するこの規制アプローチを貿易産業省 (DTI) は「RCS規制」と呼ぶ。

貿易産業省 (DTI) は、現在の規制制度の下ペアラ・サービスを提供するすべてのプロバイダー (公衆電気通信事業者 (PTO) 等の個別免許事業者) はカテゴリー (1) ないし (3) の何れかに自動的に該当すると考えている。

- (例) 公衆電気通信事業者 (PTO : Public Telecoms Operator)
- 広帯域ケーブル事業者 (Broadband Cable PTO)
- ケーブル地域配信事業者 (Local Delivery Operator) (LDO PTO) 他

さらに同省は、その他の事業者で同省が Annex II 事業者にすべきと考える国際接続ベース事業者等の事業者、及び、Annex II 事業者となることを望むクラス免許事業者であって所要の条件を満たす者を、カテゴリー (4) に含めることを提案している。

それらを列記すると以下のようなものとなる。

- ・特別の又は排他的な権利によらずに国際回線又は公けに利用可能な国際音声サ





サービスを提供する者

(例) 国際単純再販 (ISR: International Simple Resale) 事業者
国際設備ベース (International Facilities Licenses) 事業者

- ・英国番号計画の使用を通じ番号翻訳等によりユーザーへのアクセス手段をコントロールする者 (コントロール下にあるアクセスが当該ユーザーへの唯一のアクセス手段である必要はない)

(例) 個人番号サービス (Personal Numbering) 事業者

- ・複数の公衆電気通信網の間で他の事業者の公に利用可能な電気通信サービスを運ぶ交換又は非交換のベアラ・サービスを提供する者 (carrier's carrier)

(例) 公益事業特権を有する非公衆電気通信事業者

- ・カテゴリ (1) と同等のサービスを提供する事業者であって、それにより何らかの認められた国際的番号計画又はアドレス計画によって定まる1ないし複数の番号又はアドレスへのアクセス手段をコントロールする者

(例) Annex II 事業者となることを望み上記の条件を満たすインターネット・サービス・プロバイダー等のクラス免許事業者

以上に該当する事業者 (RCS事業者をその中に含む) の免許条件は、EU相互接続指令の要請を満たすよう順次改訂される^(注4)。

ウ) 将来の対応 (RCS規制の変更)

貿易産業省 (DTI) は、英国のRCS規制とEU相互接続指令は最終的な規制対象等においてほぼ同じであるが、そこに至る規制手法に相違があるという評価を下している。その上で以下の考察を行い、今後RCS規制からEU相互接続指令に近いアプローチの採用に進むことを表明している^(注5)。

- ・免許条件に非差別性及び透明性を求め、将来的には個別免許よりもクラス免許を選好する方向に向かうと思われる欧州連合 (EU) の免許規制^(注6)への対応を考慮すると、個別免許に立脚する英国の相互接続規制へのアプローチは近い将来不適切なものとなる可能性が高いこと。
- ・欧州連合 (EU) は、事業者のタイプにより異なる料金規則を適用することは適切でないとする方向に向かっており、(RCS規制のような) 網投資の種類に応じて事業者を区別する政策は、競争的になる市場環境下で維持することが難しくなると考えられること。
- ・比較的ベーシックなサービスの提供において、網運用者と独立サービス・プロバイダー (ISP: Independent Service Provider) の間に規制上の区別を維持するこ

(注4)
Annex II 事業者となることを望み所要の条件を満たすようなクラス免許事業者が現われた場合は、別途当該クラス免許の改訂等が検討されることになるものと思われる。

(注5)
電気通信庁 (OfTel) のステートメント「Promoting Competition in Services over Telecommunication Networks」(1997年2月)で既にRCS規制を2001年以前に見直すことが表明されていたがその方向性は言明されていなかった。

(注6)
EUライセンス指令
1997年4月に採択された欧州議会・理事会指令97/33/EC「Directive 97/13/EC of the European Parliament and of the Council of 10 April 1997 on a common framework for general authorizations and individual licenses in the field of telecommunications services」では、免許条件の非差別性、比例性及び透明性が要求されている。





とはますます難しくなると考えられること。RCS規制は、また、国内電気通信サービスの提供のためにRCSステータスを取得することを本来の目的として、名目的に国際単純再販（ISR）又は国際設備の取得を行う人為的インセンティブを生んでもいる。

- ・ 欧州連合（EU）の規制の目的が単一欧州市場の創出にあるということは、他の加盟国が指定したAnnex II事業者が英国内の固定SMP事業者（後述）に対して支払う相互接続料金は、英国内の他の事業者が同じ相互接続サービスに対して支払うのと同じであるべきであることを意味する。このこともRCSステータスに規制の基礎を置くことがもはや適切でない理由となる。

(2) 相互接続を提供すべき事業者の範囲に関して

ア) EU相互接続指令の要請（第4条（2）他）

EU相互接続指令は、Annex II事業者に一般的な相互接続義務を課した上で、「顕著な市場支配力」（SMP：Significant Market Power）を有すると規制主管庁が認定した事業者（固定公衆電話サービス、移動公衆電話サービス又は専用回線を提供する者。以下「SMP事業者」という。）に対しては、さらに以下の義務を課している。

SMP義務（1）大部分のエンド・ユーザーに提供される網終端点以外の点におけるアクセスを含む、合理的な網へのアクセスの要求に応じること（第4条（2））

SMP義務（2）非差別性及び透明性の原則を遵守すること（第6条）

SMP義務（3）相互接続料金は透明で（公開される）かつコスト指向であること（第7条）

SMP義務（4）相互接続に関連する事業活動について会計分離を行うこと（第8条（2））

EU相互接続指令は、運用を認可された加盟国の地理的領域における特定の電気通信市場で、25%以上のシェアを有する事業者は顕著な市場支配力（SMP）を有すると推定される、としている。ただし、加盟国の規制主管庁は、関連市場において25%未満のシェアを有する事業者をSMP事業者と認定することも、関連市場において25%以上のシェアを有する事業者をSMP事業者と認定しないことも可能である。このような決定に際しては、当該事業者の市場条件への影響力、市場規模に比した売り上げ規模、エンド・ユーザーへのアクセスのコントロール手段、財務資源への





アクセス及び当該市場における製品及びサービスの供給経験等が勘案されるべきとされる。

イ) 貿易産業省(DTI)が提案する対応

英国の現行規制上SMP規制に相当するような相互接続義務を課されているのはブリティッシュ・テレコミュニケーションズ(BT)(及びキングストン・コミュニケーションズ。ただし同社は特定地域のみで義務を負う)であり、BTが提供すべき相互接続サービスは同社の標準サービス・リスト(List of Standard Services)に提示されている(補足)。同社は免許条件により相互接続サービスを非差別、透明的に提供することを義務づけられておりその料金はプライス・キャップ規制に服する。

諮問文書の中で貿易産業省(DTI)は、EU相互接続指令への対応に伴いSMP事業者の指定を受ける者は以下の4社になるとの見込みを明らかにしている。

- ・ブリティッシュ・テレコミュニケーションズ(BT)
- ・キングストン・コミュニケーションズ -ハル市内及び近郊電気通信サービス事業者
- ・セルネット -BT系セルラー電話事業者 TACS(アナログ)/GSM(デジタル)
- ・ヴォダフォン -セルラー電話事業者 TACS(アナログ)/GSM(デジタル)

実際には、電気通信庁(Oftel)が諮問を経てSMP事業者を決定し、免許条件を変更してEU相互接続指令の定める義務を当該事業者に課す手続きを今後経ることになる。

なお、移動通信事業者に課される義務は、基本的に上述SMP義務中(1)(2)のみであり、SMP義務の(3)は当該事業者が国内相互接続市場においてSMPを有すると判定された場合にのみ課されるとしている。

(補足) 標準サービス・リスト

電気通信庁(Oftel)は、今後、EU相互接続指令に従い、同社の標準サービス・リストにテレックス及び基本データ・サービスに関する相互接続サービスを追加するとしている。1997年10月現在同リストに含まれている相互接続サービスは以下のとおり(サービス範囲のみ。各行末()内に当該範囲に含まれる接続サービスの数を示す)。

- ・BTシステムへの電話呼(10)
- ・BTシステムを介するBT中継呼及びBTシステムを介するオペレータ中継(8)
- ・BTシステムを介して認定された海外システムに着信するBT国際発信呼(2)
- ・フリーフォン呼及びプレミアム・レート・サービス呼等(4)
- ・ユニバーサル・フリーフォン・サービス呼(2)
- ・オペレータ・システムへの間接アクセス(4)
- ・イン・スパン相互接続(ISI)(11)
- ・顧客宅内相互接続(9)





- ・国内オペレータ援助サービス(1)
- ・国内第三者課金呼(他事業者への課金)(1)
- ・ディレクトリ検索サービス(1)
- ・ディレクトリ検索サービス(視覚障害者及び障害者向け)(1)
- ・ディレクトリ検索サービス(非AVR)(1)
- ・ディレクトリ検索サービス(定型)(1)
- ・ディレクトリ援助コール・コンプリーション・サービス(2)
- ・国際オペレータ通話(1)
- ・緊急サービス(4)
- ・BT番号情報システム及び電話帳への掲載(2)
- ・BTディレクトリ援助システムへのアクセス(1)
- ・BTディレクトリ援助システム用KDD端末(1)
- ・BT電話帳の供給(3)
- ・注文電話帳の供給(1)
- ・BTワン・ナンバー・コール(1)
- ・BTワン・ファックス・サービスへのアクセス(1)
- ・BTフォンベース・コール(1)
- ・イン・スパン引き渡し(7)
- ・BT側受け渡しライン・システム(13)
- ・顧客宅内受け渡し(3)
- ・ターゲット中継呼(8)
- ・公衆電話付加伝送料(1)
- ・VPN相互接続リンク(1)

(3) 相互接続の権利と義務の停止に関して

ア) EU相互接続指令の要請(第4条)

EU相互接続指令は、各国の規制主管庁に、ある相互接続請求に技術的及び商業的に利用可能な代替手段がある場合であって、請求に見合う資源の割り当てが不可能である等の理由で当該請求が不適切と考えられる時には、透明性のある公開の手続きにより、相互接続に係る権利と義務を一時的にケース・バイ・ケースの判断に基づいて停止する権能を与えている。

イ) 貿易産業省(DTI)が提案する対応

貿易産業省(DTI)は、1997年電気通信(相互接続)規則によって上の権能を電気通信庁(Ofotel)長官に与るとともに、間接アクセス^(注7)の請求もEU相互接続指令の対象であるとの考えを示している。これにより、間接アクセスの請求に関する紛争は、EU相互接続指令第9条の基準に照らして電気通信庁(Ofotel)が処理することとなるが、その結果が従来の間接アクセスに関する政策から逸脱することはないであろう、としている^(補足)。

(注7)
間接アクセス(Indirect Access)
事業者事前選択(イコール・アクセス)
電気通信庁(Ofotel)は、ステートメント「Ofotel's Policy on Indirect Access, Equal Access and Direct Connection to the Access Network」(1996年7月)で事業者事前選択(イコール・アクセス)を導入する考え方を以下の理由で拒んでいる。
・設備とサービスの両方で競争化を進めるためには間接アクセスが適当であり現在までに十分な成果を上げてきたと考えられること。
・イコール・アクセスへの変更は規制制度の安定性を損ねること。
・イコール・アクセスには、その採用によって無価値になる過去又は将来の投資に見合うだけの経済効果があるとは考えられないこと(電気通信庁(Ofotel)試算によれば、移行コスト1億6000万£(約306億円)に対し経済効果は4300万~7900万£(82億円~151億円)に止まる)。



KDD RESEARCH



(補足) 間接アクセスからの逸脱

EU相互接続指令第9条が事業者事前選択(イコール・アクセス)を規制原則のひとつに掲げていることが念頭にある。ただし、欧州委員会が先に発表した相互接続指令の改正案では事業者事前選択(イコール・アクセス)の実施期限が2000年1月1日まで延期されている。

EU相互接続指令第9条

「各国の規制主管庁は、すべてのユーザーの利益に照らし適切な相互接続を奨励し確保するものとし、最大の経済効率を達成し最大の利益をエンド・ユーザーにもたらすようその責任を果たさなければならない。各国の規制主管庁は、とりわけ以下を考慮するものとする。

- ・十分なエンド・トゥ・エンドの通信を確保する必要性
- ・競争市場を刺激する必要性
- ・欧州電気通信市場の調和のとれた公正かつ適切な発展を確保する必要性
- ・他の加盟国の規制主管庁と協力する必要性
- ・汎欧州ネットワーク及びサービス、各国ネットワークの相互接続性及びサービスの相互運用性並びにそのネットワーク及びサービスへのアクセスにおける相互接続性及び相互運用性の確立及び発展を促進する必要性
- ・イコール・アクセスを含む非差別性及び比例性の原則
- ・ユニバーサル・サービスを維持し発展させる必要性」

(4) 他のセクターで特別の又は排他的権利を有する事業者の扱いに関して

ア) EU相互接続指令の要請(第8条(1))

EU相互接続指令は、当該加盟国又は他の加盟国の電気通信以外のセクターで特別の又は排他的な権利を有する事業者に対し会計分離を義務付けている。

イ) 貿易産業省(DTI)が提案する対応

貿易産業省(DTI)は、以下の事業者の免許条件に会計分離義務を追加することを提案している。

・広帯域ケーブル事業者及びケーブル地域配信事業者

(理由) ケーブル・システムによる娯楽サービスの供給について特別の又は排他的な権利を有するため。

・電力事業者

(理由) ある種の特別の又は排他的な権利を有しており、電気通信事業活動の売り上げ総額が5000万ECU^(注8)を越す場合には会計分離を義務付けることが適当。

(注8)

EU相互接続指令第8条(1)

「...当該組織の域内における電気通信事業活動の年間収益がAnnexVIのPart1に定める閾値を下回る時には、当該組織への上記の義務を課さないこととすることができる。」

(5) ユニバーサル・サービス・コスト分担等に関して

ア) EU相互接続指令の要請(第5条)

EU相互接続指令は、ユニバーサル・サービス提供義務を負う事業者に対し、そのコストを他の事業者と分担するための透明かつ非差別的な仕組みを設けることを認めている。分担は、その目的のために特に考案され利害関係者から独立の機関によって運営される仕組みに基づいて行われるか、あるいは、相互接続料金への付加料金



KDD RESEARCH



の形をとることができる。義務事業者は、規制主管庁の求めによりユニバーサル・サービスの実質コストを算定して提出しなければならない他、年次報告にコストデータを含めることを求められる。

イ) 貿易産業省 (DTI) が提案する対応

貿易産業省 (DTI) は、EU相互接続指令の要請を満たすため、ユニバーサル・サービス義務規定を有するすべての免許に、電気通信庁 (OfTel) 長官の求めに応じてコストを提出する義務を加えることを提案している。電気通信庁 (OfTel) は、提出されたコストに基づきユニバーサル・サービス・コストの分担制度の必要性を判断する。

なお、電気通信庁 (OfTel) は今年そのようなコスト分担の必要性について諮問を行い、現時点では不要であるとの結論に達している。この決定は1999年までに見直される予定である。

もし電気通信庁 (OfTel) がユニバーサル・サービス・コストの分担制度が必要との結論に達し、その旨を貿易産業省 (DTI) 大臣に通知した場合は、同制度を導入する方向で検討が行われることになる。

(6) 紛争解決に関して

ア) EU相互接続指令の要請 (第9条)

EU相互接続指令第9条は、適切な相互接続の確保を規制主管庁の責務と定め、その実効のため自らの発議により、又は何れかの当事者の要請により、相互接続協定の条件に介入することができるとしている。

イ) 貿易産業省 (DTI) が提案する対応

電気通信庁 (OfTel) は「Guidelines on the operation of Network Charge Control」(1997年10月)において紛争処理制度を定めたところであるが、貿易産業省 (DTI) は、EU相互接続指令に対応するため電気通信庁 (OfTel) 長官の権限を1997年電気通信 (相互接続) 規則によって拡大し、料金以外の条件を含む相互接続協定全体について、自らの発議により又は何れかの当事者の要請により介入することができるようすることを提案している。





(7) 不可欠の必要に基づく接続の拒否及び災害時の通信確保に関して

ア) EU相互接続指令の要請(第10条)

EU相互接続指令は、公共の利益を理由とする網及びサービスへのアクセスの制限は、不可欠の必要(Essential Requirements)(網運用のセキュリティ、網統合の維持、サービスの相互運用性及びデータの保護)に基づく場合に限られなければならないとしている。また、同条は災害時の通信確保のため加盟国があらゆる手段を講じるべきことを定めている。

イ) 貿易産業省(DTI)が提案する対応

貿易産業省(DTI)は、1997年電気通信(相互接続)規則に電気通信庁(OfTel)長官が不可欠の必要又は災害時の通信確保に関する条件を免許に含めることができるようすることで、EU相互接続指令の要請に対応することを提案している。

(8) コロケーション及び設備共有に関して

ア) EU相互接続指令の要請(第11条)

EU相互接続指令第11条は、規制主管庁に設備共有を奨励し場合によっては当事者間の契約に介入することを求めている。同条はまた、加盟国はコロケーションを含む設備共有を義務付けることもできるとしている。

イ) 貿易産業省(DTI)が提案する対応

1997年電気通信(相互接続)規則によって、設備共有の奨励を貿易産業省(DTI)大臣及び電気通信庁(OfTel)長官に義務付け、同時に電気通信庁(OfTel)長官に当事者間契約に介入し設備共有を義務付ける権限を与えることを提案している。また、貿易産業省(DTI)は、円滑な設備共有を確保するため1984年電気通信法別表2(公益事業特権)に所要の改正を施すことを提案している。

(注9)

電気通信庁(OfTel)の定義によれば「不可欠の要素であるネットワーク・サービスと独立サービス・プロバイダーが提供できる付加的機能を含む、電気通信コンポーネントから成るサービス」。



KDD RESEARCH

(9) その他国内規制への影響の考察

EU相互接続指令の英国内への適用に伴うその他の側面について、貿易産業省(DTI)は以下のような考察を行っている。

ア) 拡張サービス・プロバイダーの扱い

貿易産業省(DTI)は、拡張サービス^(注)はEU相互接続指令の何れのカテゴリーにも属さず、実際、拡張サービス・プロバイダーは相互接続サービスを購入しない



のが普通であるとしている。従って、拡張サービス・プロバイダーへのサービス提供条件にはEU相互接続指令が適用されない。

しかし同時に貿易産業省(DTI)は、電気通信庁(Ofotel)がBTに対し、よりコストを反映し拡張サービス市場を刺激するような拡張サービス・プロバイダー向け料金を提案するよう求めていることに触れ、修正音声ONP指令等の欧州連合(EU)等の指令に適合するような政策を今後追及していく、と表明している。

イ) 計算料金制度の終焉と事業者への影響

EU相互接続指令(第3条)は越境的相互接続に対する障害を取り除くことを加盟国に命じており、BTのようなSMP事業者は他の加盟国からのトラヒックに対してコスト指向の非差別的な料金を適用しなければならない。さらにこの10月欧州委員会は勧告「Commission Recommendation on Interconnection in a liberalized telecommunications market」を採択し相互接続料金レベルの推奨値を設定している。

これによって、1998年以降計算料金制度は欧州域内で終焉に向かうことになるが、貿易産業省(DTI)及び電気通信庁(Ofotel)としては越境的相互接続が事業者に与える影響について今後議論を行っていきたいとしている。

ウ) 番号計画

EU相互接続指令(第12条)は、規制主管庁に対し、国内番号計画をコントロールし、番号割り当てが明確で透明かつ非差別的方法でなされるよう、透明で公平かつタイムリーな割り当て手続きを設けることを求めている。

英国の番号計画は1994年来番号計画憲章に基づいて電気通信庁(Ofotel)のコントロール下にあり、番号計画は公表され定期的に更新されている。よって貿易産業省(DTI)は、英国は以上の条件を既に満たしているとしている。

参考(1) 1997年電気通信(相互接続)規則の概要

The Telecommunications (Interconnection) Regulations 1997

- 第1条 規則の呼称
- 第2条 用語の定義
- 第3条 相互接続の義務
- 第4条 顕著な市場支配力
- 第5条 相互接続の原則
- 第6条 国務大臣及び電気通信庁(Ofotel)長官の責任
- 第7条 不可欠の必要
- 第8条 電気通信庁(Ofotel)長官による情報公開



KDD RESEARCH



- 第9条 技術基準
- 第10条 コロケーション及び設備共有
- 第11条 番号計画
- 第12条 ユニバーサル・サービスへの貢献
- 第13条 相互接続条件の免許への追加
- 別表1 サービスの定義
- 別表2 相互接続を請求できる事業者(Annex II事業者)の範囲
- 別表3 非差別性及び相互接続料金
- 別表4 相互接続協定交渉のフレームワーク
- 別表5 ユニバーサル・サービス・コストの算定
- 別表6 関連する公衆電気通信事業者(PTO)免許の改正

参考(2) Annex II事業者として提案された350社(抜粋)

公衆電気通信事業者(PTO: Public Telecoms Operator)	(25社)
ACC Long Distance UK Ltd	
Advanced Radio Telecom Ltd	
AT&T Communications (UK) Ltd	
Atlantic Telecommunications Ltd	
British Telecommunications Plc.	
COLT Telecommunications	
Energis Communications	
Ionica L3 Ltd	
Kingston Upon Hull City Council and Kingston Communications (Hull) Plc.	
Mercury Communications Ltd	
Mercury Personal Communications Ltd	
MFS Communications Ltd	
National Transcommunications Ltd	
Norweb Plc.	
Orange Personal Communication Services Ltd	
Racal Network Services Ltd	
Scottish Power Telecommunications Ltd	
Sprint Holding (UK) Ltd	
Telecom Securicor Cellular Radio Ltd (Cellnet)	
Telewest Communications Plc.	
Telstra (UK) Ltd.	
Torch Communications Ltd.	
Videotron City and Westminster Ltd.	
Vodafone Ltd.	
WorldCom International Inc.	
公益事業特権を有する非公衆電気通信事業者(Non-PTO with Code Power)	(2社)
Fibreway	
Tanet	
国際単純再販(ISR: International Simple Resale)事業者	(77社)
Cable & Wireless	
KDD Europe Ltd. 他	
国際設備ベース(International Facilities Licenses)事業者(公益事業特権あり)	(31社)
AT&T Communications (UK) Ltd.	
COLT Telecommunications	
Concert Communications Company	
KDD Europe Ltd.	
Telstra (UK) Ltd.	





WorldCom International Inc. 他	
国際設備ベース (International Facilities Licences) 事業者 (公益事業特権なし)	
Cherry Communications UK Ltd.	(27社)
Telecom New Zealand Ltd.	
Viatel UK Ltd.	
Vodafone Ltd. 他	
広帯域ケーブル事業者 (Broadband Cable PTO)	(124社)
ケーブル地域配信事業者 (Local Delivery Operator) (LDO PTO)	(9社)
個人番号サービス (Personal Numbering) 事業者	(2社)
移動体データ通信事業者	(4社)
無線ページング事業者	(7社)
公衆アクセス移動無線 (PAMR: Public Access Mobile Radio) 事業者	(32社)
独立公衆アクセス移動無線 (Independent Regional PAMR) 事業者	(10社)

3. EU ONP修正指令への対応に関する諮問文書の概要

(1) EU ONP修正指令の概要

本指令は、EU ONP枠組み指令^(注10)及びEU専用線ONP指令^(注11)を修正するもので、その主な修正点は以下のとおりである。

ア) EU ONP枠組み指令

- ・加盟国が認めた特別の又は排他的権利に基づきONP条件の適用を制限することを認める規定を削除した (第3条)
- ・相互接続に関する技術標準の作成を、欧州委員会からETSI等のEU標準化機関に要請できることとした (第5条)
- ・電気通信網提供機関からの規制機関 (規制機能) の独立に関する規定を追加した (第5a条)

イ) EU専用線ONP指令

- ・領域内の全接続点で本指令の適用を受ける事業者が少なくとも一つあるようすることを加盟国に求めた。関連専用線市場に顕著な市場支配力を有する事業者がない場合は、特定の領域で本指令の適用を受ける事業者を加盟国が指定することとした (第1条及び第11条)
- ・専用線同士又は専用線と公衆網の接続に関し技術上の理由による制限を導入しないこととした (第6条)

(注10)

EU ONP枠組み指令

1990年6月に採択された欧州理事会指令90/387/EEC「Council Directive of 28 June 1990 on the establishment of the internal market for telecommunications services through the implementation of open network provision」(as amended by European Parliament and Council Directive 97/51/EC for the purpose of adaptation to a competitive environment in telecommunications)を指す。

(注11)

EU専用線ONP指令

1992年6月に採択された欧州理事会指令92/44EEC「Council Directive of 5 June 1992 on the application of open network provision to leased lines」(as amended by European Parliament and Council Directive 97/51/EC for the purpose of adaptation to a competitive environment in telecommunications)を指す。



KDD RESEARCH



(2) EU ONP修正指令への対応

貿易産業省(DTI)は、1997年電気通信(ONP及び専用回線)規則により、貿易産業省(DTI)大臣及び(又は)電気通信庁(OfTel)長官の義務又は権限を以下のとおり定めることを提案している。

- ・領域内の全接続点でEU相互接続指令の適用を受ける事業者が少なくとも一つあるようすべきこと。
- ・関連専用線市場に顕著な市場支配力を有する事業者がない場合は、特定の領域でEU相互接続指令の適用を受ける事業者を指定すべきこと。
- ・調和的技術基準を有する私用回線のミニмум・セットが全英を通じて提供されるようすべきこと。
- ・網終端点(接続点となる)を定めるべきこと。
- ・料金等からみて私用回線市場に効果的な競争が存在する特定の地理的領域において料金規制を適用しないことができること。

さらに貿易産業省(DTI)は、公衆電気通信事業者(PTO)等関連事業者の免許条件を次のとおり変更することを提案している。

- ・顕著な市場支配力(SMP)を有する事業者等EU相互接続指令の適用を受ける事業者の義務を追加した。
- ・専用線同士又は専用線と公衆網の接続に関し技術上の理由による制限を導入しないこととした。
- ・調和的技術基準を有する私用回線のミニмум・セットの提供を義務付けた。

参考(3) 1997年電気通信(ONP及び専用回線)規則の概要

The Telecommunications (Open Network Provision and Leased Lines) Regulations 1997

- 第1条 規則の呼称
- 第2条 用語の定義
- 第3条 技術基準
- 第4条 効果
- 第5条 EU専用線ONP指令の定める条件を追加するための関連免許改正
- 第6条 国務大臣及び電気通信庁(OfTel)長官の機能
- 第7条 調停手続
- 第8条 既存規則の廃止
- 別表1 関連免許への追加
- 別表2 私用回線に関して供給される情報の公示
- 別表3 調和的技術基準を有する私用回線のミニмум・セット
- 別表4 第6条(7)に基づき供給が奨励される私用回線





4. 補遺

(1) 今後の欧州連合(EU)法制への対応等

電気通信庁(Ofotel)が今後に予定するEU法制への対応事項の主なものは以下のとおりである。

- ・音声ONP修正指令への対応(未採択)
- ・第三端末機器指令(未採択)
- ・透明性指令(未採択)
- ・番号計画に関する規制(未採択)

1998年1月1日期限のものに関する英国の対応はほぼ完了している。EUと英国の間には事業者事前選択(イコール・アクセス)の採用に関し対立があるが、2(3)^(注11)でも触れたようにEUでは相互接続指令を改正して導入期限を2000年1月1日まで延期する方向にあり、接続請求に関する紛争への判断が英とEUの当局間で異なり得るような制度的に不安定な状況の出現(4(3)参照)は一時的に猶予されるようである。Annex II事業者全体に影響しかねない問題だけに、EUとしても一層の慎重さを持ってこの問題を検討することとしたのではないかと考えられる(折に触れて事業者事前選択採用を求める米国のことはあるものの)。

(2) 相互接続に関する紛争解決等について

従来BTの相互接続料金は、提出されたコスト情報を元に電気通信庁(Ofotel)長官が決定していたが、10月1日以降は小売料金と同じようにプライス・キャップ規制に服することとなった。この制度変更に伴い電気通信庁(Ofotel)は「網相互接続料金規制の運用ガイドライン」(1997年10月)を策定し、当事者からの苦情等に基づき相互接続に関する紛争に介入する場合の手順を明らかにしている。

1997年電気通信(相互接続)規則は電気通信庁(Ofotel)の権限をさらに拡大し強力な介入権限を与えるものとなる。同庁は現在も常時20件以上の苦情、紛争を取り扱っており(大半がBTの反競争的行為に関するもの)その処理過程はほぼ公開されている。今後1997年電気通信(相互接続)規則に基づく紛争申立又は電気通信庁(Ofotel)自身による協定への介入事案が出てくれば、先決判例として興味深いものになるだろう。





(3) 指令の国内直接適用等

加盟国内の自然人又は法人への指令(Directive)の直接適用は、定義上否定されているが^(補足1)、EC裁判所の先決的訴訟^(補足2)の判例上は指令も場合によっては直接効果に近いものを持つことがあり得るとされる。指令の直接適用に関する過去のEC裁判所判例の論理は以下のとおり。

- ・個人が国家機関を訴える場合は指令を準拠法とすることができるが、私人間の争訟で指令を準拠法とすることは原則としてできない。
- ・ただし、私人間の争訟であっても、加盟国に命令の実施懈怠があった場合には、国内裁判所はその命令を遵守する方向で解決すべきであり、さらに一定の条件が満たされる場合には、個人(訴人)から国家に対し損害賠償を請求し得る(Francovich判決 case C-6, 9/90)。

ただし、国内裁判所が命令の直接適用を完全に否定した場合には(仏等に例がある)、基本的にEC裁判所が先決的訴訟手続を通じ介入する余地はない。

なお、国内救済完了の原則^(補足3)の適用如何ははっきりしないが、国内裁判に並行して欧州連合(EU)紛争手続に訴えることは基本的に可能と考えられる。

相互接続に関してはさらに、サービスの貿易に関する一般協定^(補足4)第四議定書(参照文書)にも規定^(補足5)がある。世界貿易機関(WTO)の紛争手続には国内救済完了原則の適用がないので、ある国が、域内の裁判所又はEC裁判所(先決的的訴訟手続等)で現に紛争当事者自身によって争われている事案を世界貿易機関(WTO)の紛争手続にかけるとは可能と考えられる。また、欧州連合(EU)と世界貿易機関(WTO)の紛争手続に関しフォーラム・ショッピングが行われる可能性も否定できない^(補足6)。

ただし、世界貿易機関(WTO)協定の国内直接適用は一般的ではなく、欧州理事会も「WTO協定は、附属書も含めて、その性質上、共同体又は加盟国の裁判所において直接援用され得ない」(1994年12月のWTO協定締結承認の決定)としているので、EC裁判所の立場は未だ明らかでないものの、同協定を準拠法として域内の国内裁判所又はEC裁判所で争うことは難しいと考えられる。

以上のように、1998年電気通信自由化と(同時に発効する)サービスの貿易に関





する一般協定(GATS)第四議定書は、法制的に興味深い状況を欧州に作り出す。適正な相互接続を求める手段が多くあることはあるいは好都合かも知れないが、そこに一種の法的不安定さが内在することも否めないだろう。

(補足1) 指令の直接適用

山根「EU/EC法」(後掲)によれば、

「命令(指令)は、達成されるべき結果のみについて、それが命じられた構成国を拘束する。その結果に到達するための形式及び方法についてはそれぞれの国家機関に選択が委ねられている。つまり命令(指令)は加盟国の国内法によって置き換えられることによってはじめに一般的な効力を持つ。構成国は命令(指令)を独自の法制度によって執行する義務を持つ。」

(補足2) 先決的訴訟(中間判決)

加盟国の国内裁判所は、EC条約第177条に基づき基本条約解釈等に関する判断をEC裁判所に求めることができる。

欧州共同体を設立する条約(EC条約又はローマ条約)第177条(中間判決)

司法裁判所は、次の事項について中間判決を行う権限を有する。

(a) この条約の解釈

(b) 共同体の機関及び欧州中央銀行がとった行為の効力及び解釈

(c) この条約により設置される機関の規定にこの定めがある場合のこの規定の解釈

これらの問題のいずれかがいずれかの構成国の裁判所に提起された場合には、この裁判所は、この点に関する決定がみずから判決を行うために必要であると認めるときは、この問題につき司法裁判所に決定を求めることができる。

これらの問題のいずれかが、その決定について国内法上、司法的救済手続のない構成国の国内裁判所で審理されている事件中に提起されたときは、当該裁判所は、当該事件を司法裁判所に付託しなければならない。

(補足3) 国内救済完了の原則

国際裁判に訴える前に当該国内で利用し得るすべての救済手段を尽くすことを求める原則。

欧州人権条約(第26条)等には明文規定があるが、世界貿易機関(WTO)等の経済協定の場合同じではないことが普通。

(補足4) サービスの貿易に関する一般協定

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」(Marrakesh Agreement Establishing The World Trade Organization) 附属書一B「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS: General Agreement on Trade of Services)

(補足5) 第四議定書参照文書第2.2項

主要なサービス提供者(以下この注において、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者を指す。)との相互接続については、伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a) 非差別的な条件(技術上の基準及び仕様を含む。)及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供するよりも不利でない品質によって提供されること。

(b) サービスの提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件(技術上の基準及び仕様を含む。)及び料金(原価に照らして定められるもの)に基づいて適時に供給されること

(c) 請求がある場合には、必要となる設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。」



KDD RESEARCH



(補足6) フォーラム・ショッピング

欧州連合(EU)や世界貿易機関(WTO)の紛争手続には同一事案を他の国際機関に申し立てることを禁止する規定がない。自国に有利な判決を求めているいかなる国際機関の紛争手続を漁る行為をフォーラム・ショッピングと呼ぶ。北米自由化協定(NAFTA: North American Free Trade Agreement)にはフォーラム・ショッピングを禁止するための明文規定がある。

第2008条第4条(パネル手続)

「第三の締約国が上記第3項に従い提訴国として参加しない場合、当該締約国は、それ以降、経済的又は商事の条件の重大な変化がない場合に、同一の事項に関して、下記の行為を開始又は継続してはならないものとする。

- (a) 本協定による紛争処理手続、又は、
- (b) 本協定により当該締約国が利用可能な根拠と実質的に同等の根拠によるガット仲裁処理手続」

(4) まとめに代えて

これまで「英国の安い相互接続料金こそ成功の証左」と自国政策の正しさを対外的に主張してきた貿易産業省(DTI)/電気通信庁(Ofcom)であるが(もちろんそれも一貫してBTへの手綱を緩めないことによって可能になっているのだが) 間接アクセスの問題で自己の信念を貫き通すことにも遂に成功しつつあるように見える。

国内規制と条約上の義務が錯綜するグローバル・レギュレーションの時代においては、健全な産業発展のため一定の法的安定を確保することもひとつの政策課題たり得る。英国の例は、不可欠設備を支配する強い事業者にも妥協しない確固たる規制主管庁の存在が、産業政策上必要不可欠となっていることの証左と言える。

【参考文献】

- 岩沢 雄司「WTOの紛争処理」(1995年)
- 山根 裕子「EU/EC法」(1996年)





各国のテレコム情報

中国

「中国公衆マルチメディア通信管理規則」の施行

中国の情報技術革新を進める規定が施行。

情報通信インフラの整備に注力する中国政府は、「中国公衆マルチメディア通信管理規則」を97年9月に公布し、同年12月1日から施行した。

全20条からなる本規定の骨子は、次のとおり。

- ・公衆マルチメディア通信とは公衆に提供される音声、文字、画像、データなどを一体化した、統合性、同期性、相互性を持つ通信方式である。その通信網は中国電信が構築、運用し、マルチメディア通信と情報サービスを提供する全国的な業務ネットワークである。中国電信は技術の発展と国民の需要に基づいて、公衆マルチメディア通信サービスと情報サービスを逐次改善、開発しなければならない。
- ・郵電部は公衆マルチメディア通信の管理に責任を持ち、業務計画、料金制度、技術基準などを制定する。
- ・公衆マルチメディア通信網とインターネット網とは別々に設置されるが、一定の条件を満たし、かつ96年2月に公布された「コンピュータ情報網の国際接続管理規定^(注1)」を遵守すれば、網相互の接続は可能である。公衆マルチメディア通信網が海外通信網と相互接続する場合、中国電信が当事者間の協議により国際相互接続を行う。
- ・通信主管部門（各省、自治区、直轄市の郵電管理局）の許可なく公衆マルチメディア通信網の接続サービスや情報サービスを提供してはいけない。
- ・情報サービス提供者は、中国電信や接続サービス事業者とマルチメディア情報サービス接続協議書と情報安全責任書を締結し、双方の権利、義務を明らかにする。
- ・情報サービス提供者は、公衆マルチメディア通信網に提供する情報の合法性と真実性に対し主な責任を持つ。
- ・郵電部は公衆マルチメディア通信網に接続する通信装置の設置に際して、入網許可証を発行する。
- ・中国電信は批准を受けた接続サービス事業者と情報サービス提供者のネットワークを平等な条件で接続する。
- ・郵電部電信政務司が具体的な実施方法を制定する。

<出典>KDD北京事務所（11.18、1997）、KDD上海事務所（1.8、1998）他

COMMENT

郵電部のデータ通信発展戦略に従い、各省の中核都市における各郵電管理局は公衆マルチメディア通信網の建設を推進している。

全国に先駆け、96年6月、上海情報港（インフォポート）の建設が開始された。

（注1）

コンピュータ情報網がインターネットに加入する際の条件や国際接続の条件及びインターネットに加入しているコンピュータ情報網にアクセスする際の許可条件等を規定。



KDD RESEARCH



上海インフォポートは、国内外の情報網とリンクする高速、大容量の情報伝送網システムの建設で、2000年に建設を完了する予定。

武漢では、武漢インフォポートが97年6月末に試行サービスが開始されるなど、既にマルチメディア通信網を開通させている省都は18ヶ所に上り、その内15の省都で全国への接続が可能となっている状況下での、「中国公衆マルチメディア通信管理規則」の制定となった。

マルチメディア通信網にも利用されているのが光ファイバデジタル網で、96年までに構築された22本の幹線は14万5千kmに達し、2000年までには新たに23本の幹線（総延長3万5千km）が構築されて、中国の主要地域がカバーされる予定である。

また、97年末の中国の電話加入者総数は、2170万増加して8250万（この内8割弱が住宅用回線）に達した（都市部での電話普及率は26.1%）。移動電話加入者は638万増加して1323万に達するなど中国の郵電業務収入は1,800億元（1元=約16円）を超えた（前年比約34%増）。郵電業務成長率トップ10の省は次のとおり。重慶、寧夏、雲南、チベット、江西、河南、青海、湖北、甘肅、貴州。

このように、情報革新の波に乗り遅れまいとする中国では通信インフラの整備を急ピッチで進めているが、通信サービスの料金値下げも本年1月1日に実施され、情報産業の振興を目指している。市内専用線料金は月額600元となり、65%の値下げが実施された。国際専用線は平均30%の値下げで、香港、マカオ、台湾向けは25%安くなった。個人向けでは、国際電話に平日夜間・休日の割引制度や国内電話長距離時間帯割引が正式に導入された。また、同一家庭の2回線目の電話加入料を半額にする制度も始まった。

中国のインターネットは95年5月から一般市民も利用が可能となり、加入者も急激に増加して97年10月時点で25万加入に達したと言われている。だが、前述の「コンピュータ情報網の国際接続管理規定」により、利用の規制を開始した。97年5月にはプロバイダだけでなく利用者にも利用審査/許可の取得を義務付けて、情報統制を行っている。インターネットの監視を公安部が行う一方、郵電部は検索ソフトから天気情報サービスの提供に至るまで、国内の起業家に奨励している。情報産業の振興を今後の経済発展の牽引と位置付け、データ通信発展戦略を策定し、その中核としてこのマルチメディア通信網の建設、拡充を行っている。

情報通信インフラが整備されても、情報統制がサービスの発展を阻害する可能性はある。しかし、莫大な市場潜在力を持つ中国にとって、インフラ基盤の革新のみでも需要規模は大きなもの（インフラ整備がサービス収入に直結）となるのであろう。

（神保 修）





香港

香港の通信動向

■ 香港のセルラー電話市場における統合・再編が開始。香港テレコム、国際通信独占免許の早期終了に係る条件に合意。

香港テレコム（HKT）のセルラー電話子会社である香港テレコムCSLは、インドネシア資本系のファーストパシフィックグループの香港のセルラー電話子会社であるパシフィックリンク（DAMPSとDCS1800の2方式を提供）を48.4億香港ドル（1香港ドル=約17円）で買収することに調印（97年12月末）

この買収により、ハチソンテレフォンに押され気味であった香港テレコムCSLは、香港のセルラー電話市場で再び優位に立つことになる（97年11月末時点での香港のセルラー電話加入者総数200万のうち、80万超の加入者を持つことになる）。また、PCS（DCS1800）免許取得に失敗したHKTは、開始されたばかりではあるが念願のPCS事業も引き継ぐことになる。OFTAが発表した最新統計によると、香港のPCS6社は97年11月だけで約7万2千の新規加入者を獲得しており（セルラー電話新規加入者は約2万1千）、加入者総数は約18万9千に達した。

98年1月20日、HKTは2006年までの国際通信独占運営免許の早期終了（通信自由化）について、香港特別行政区政府との協定に署名した旨発表。97年4月頃から開始されたOFTAとHKTとの早期終了交渉は、非公開ながら97年末までに決着する見込みと一部で伝えられていたが、その予想は数週間遅れで実現された。この通信自由化策が香港経済の活性化へ繋がることを香港特別行政区政府は期待している。

<出典>KDDテレコメット香港（12.3/5/18、1997他18）、Telenews Asia（17 December 1997）、
HKT Press Release（20/1/98）

COMMENT

前年同期比43%増を計上したHKTのセルラー電話加入者数は39万（提供主体はHKTの100%子会社の香港テレコムCSLで97年3月末時点）に達したが、ハチソンテレフォンとスマートーンも各30万加入者を超えた。パシフィックリンクも30万加入に近いという状況下で、97年7月末までにハチソンテレフォンとパシフィックリンクを含むPCS6社がサービスを開始した（中英間の合意に手間取ったためほぼ1年かかってPCSライセンスを取得。計8社の値下げ競争が、香港のセルラー電話事業の収益率の低下をもたらしていた）

PCSライセンスの発効により数年間で60億HKドル以上の投資と2,500人の分の雇用をもたらすとともに香港のセルラー電話市場は2005年までに総人口（630万人）の1/3以上が加入すると期待された反面、HKTの首脳は、今後2年間の激烈な競争に勝ち残れるのは3社にすぎないと予測を明かしていた。今般のパシフィックリンクの買収は、その予測を実現する端緒となるのであろう。

この買収計画が発表されると間もなく、香港セルラー電話市場でトップの座を追われるハチソンテレフォンの持株会社であるハチソンテレコミュニケーションは、移動体通信のインフラ整備のため、今後3年間で総額50億香港ドル（香港テレコム



KDD RESEARCH



CSLのパシフィックリンクの買収額とほぼ同じ)を投じるとともに、シェア挽回を図るため、GSM方式のセルラー電話料金を30%値下げする旨を発表した。同社はこれまで約30億香港ドルを投じ、モトローラ社と提携してサービスを提供してきたが、今後も提携を継続し、かつGSM方式で20億香港ドル、CDMA方式で15億香港ドル、PCSで15億香港ドルの合計50億香港ドルを投資して、香港テレコムCSLに対抗する計画を打ち出した。

一方、スマートーンの総株式の22.3%を保有していたAT & Tワイヤレスは、競争激化を懸念してか、保有比率を16.5%に減じることを公表。その5.8ポイント分は新鴻基やABC社など他の株主が5.74億香港ドルで引き取ることが合意された。今後も香港のセルラー電話市場の動向が注目される。

香港の通信自由化で最大の障害であったHKTの全額出資子会社であるHKTIが持つ国際通信独占運営免許が遂に廃止される(98年3月末)、99年1月1日から国際電話公専サービス(ISR)などが解禁され、設備ベースでの国際電話はその1年後に開始される。HKTは免許終了の補償として以下の主な条件で合意している。

- ・政府はHKTへ67億香港ドル(98年3月31日及び同年7月1日の2回に分割)を支給する。(参考: HKTの97年度上半期純利益は約60億香港ドル)
 - ・独占運営免許保持に伴う政府へのロイヤルティーの支払い(年平均5億香港ドル)は98年1月20日で終了。
 - ・域内電話料金(月額固定制)の大幅値上げの実施。住宅用電話月額68.9香港ドルを99年1月1日から90香港ドル、その1年後に100香港ドル、またその1年後に110香港ドルまでへの段階的引き上げが認められるとともに、2002年1月1日からは料金制限を撤廃。ビジネス用域内電話料金も98年7月1日から制限撤廃(住宅用と同様に暫定立法評議会の承認が必要)
- この独占免許終了交渉が決着した背景として以下のことが推察される。
- ・HKTの新たな収益源(セルラー電話や付加価値通信サービスなど)が好調に売上を伸ばすとともに、国際電話収入への依存率(現在約50%)が過去数年で約10ポイント低下。
 - ・HKTの総売上の14%前後を占める域内電話事業の黒字化を図る(リバランシングの必要性)
 - ・香港の株式市場低迷によりHKTの株価も低水準にあり、独占免許終了というマイナス要素がもたらす株価への影響は高株価時より小さい。
 - ・95年7月以降に域内電話市場に参入した3社はコストを下回る料金設定に窮しているが、HKTのリバランシングにより、競争的な料金設定が可能。また、国際電話でもISRやIDDサービスへの提供が可能となり、香港の通信事業が活性化される。
 - ・世界的な通信自由化傾向に呼応。
 - ・中国の通信市場自由化推進への圧力。

(神保 修)





香港のセルラー電話事業者

(97年11月末)

企業 / サービス	方式	加入者概数
香港テレコムCSL	GSM	50万
スマートーン	GSM	42万
ハチソン・テレフォン ハチソン・テレフォン/PCS2	GSM・CDMA DCS1800	58万 **
*パシフィック・リンク/Plan A *パシフィック・リンク/PCS	DAMPS DCS1800	31万 **
ニューワールド* PCS	DCS1800	**
Pプラス・コミュニケーション	DCS1800	**
マンダリン・コミュニケーションズ	DCS1800	**
ピープルズ・テレフォン	DCS1800	**

*が香港テレコムCSLへ吸収

**の合計が19万

イスラエル

イスラエルの通信

C&W、BEZEQへ出資拡大。

イスラエルの通信自由化、民営化が着々と進んでいる。2年半前にBEZEQへ総株式の10%の出資を開始したC&Wは、出資比率を20%に引き上げる^(注2)ことでイスラエル政府と合意したことを発表した。これは、2年越しのC&Wの粘り強い交渉の成果であるが、同期間でイスラエルの通信事情は大きく変わり、BEZEQの高収益体質に陰りが出始め、いくつもの難題を抱えている状況にある。しかし、中近東諸国(レバノン、パレスチナ自治区)で事業強化を行うC&Wにとって、イスラエル(BEZEQ)は重点投資戦略の核になるとともに連結決算の対象にもなり、C&Wのかじ取りが注目されている。

<出典>Financial Times (1.7他)

COMMENT

政府(76%)、C&W(10.02%)、一般投資家(13.98%)が所有していたBEZEQ株式のうち政府保有分の12.5%を97年7月にメリルリンチが取得し、98年1月までに欧米の通信事業者へ売却して戦略的提携を結ぶことを政府は画策していた。しかし、提携先が見つからないことからC&Wを戦略的株主として取り込むことを選択したものと推察される。この2年間C&WはBEZEQ株を20%まで買い増そうと政府に働きかけていたが、国家安全保障の問題を理由に買い増しを拒否してきた政府方針の転換の理由は明かされていない。

(注2)
最初出資比率を13%に拡大し、18
ヵ月以降に20%まで引き上げる。



KDD RESEARCH



BEZEQの売上の半分以上を占める国内通信市場（データ通信、電話サービス等）を99年1月1日までに開放するという政府方針と第4のセルラー電話（PCS）事業者がBEZEQの売上の2割を超えるセルラー電話事業に与える影響が懸念される中、新規参入2社に半年で国際電話市場の半分近くのシェアを獲られたBEZEQの建て直しをC&Wはどう図るのであろうか。（神保 修）

欧州委員会

ドミナント通信事業者に対しCATV事業の分離を指示

通信とCATVは競合する分野であると位置付け、通信市場競争の促進を狙う。

欧州委員会は昨年12月、支配的な地位を占める通信事業者と、CATV事業者の構造的な分離を求める指令を採択した。

欧州委員会は通信市場の競争を促進するため、公衆通信ネットワークを持たない事業者の新規参入が容易になるよう、1995年の「CATV指令（95/51/EC）」により、通信サービスへのCATV網の利用を認めるよう定めている。しかし、EU内では公衆電気通信事業者がCATV網も提供しているケースが多く、せっかくCATV網の通信利用を開放しても競争の発展になかなか結び付かないという問題があった。

これまで、「CATV指令」の中で、支配的な通信事業者がCATV網も所有している場合は通信事業とCATV事業に係わる会計を分離するよう規定されていたが、今回の指令はそれを一歩進めて、CATV事業部門を別法人に切り離すよう命ずるものである。

これは、やはり「CATV指令」の条項に従い行われた電気通信ネットワークとCATVネットワークを兼備する事業者が通信市場の競争と発展に及ぼす影響についてまとめた委員会報告書（「Cable Review」）の結論に基づいて出されたものである。

既にある地域の通信市場において支配的地位を築いている事業者が、同じ地域内でCATV網の免許も所有している場合、以下のような弊害が発生していると、報告書は指摘している。

CATV網の高度化が遅れる

通信事業者にとってはCATV網を双方向化し、音声通信、インターネット等のサービスを可能にすることは、自社の通信事業収入を圧迫することになるため、CATV網の高度化に対するインセンティブは低い。

インフラ競争の発達を阻害する

独占的通信事業者がCATV網をも独占的に所有することにより、ローカルループ市場の競争が妨げられる。ローカルループ市場に競争が起こらなければ、長距離市場のサービス競争も損なわれることになる。

サービスの高度化、革新を抑制する。





委員会は、これらの問題を解消するには従来の会計分離だけでは不十分であるとの結論に達した。そこで、委員会は「サービス自由化指令(90/388/EEC)」と「CATV指令(95/51/EC)」の一部を改正する指令を出し、CATV事業者と電気通信事業者の法的分離を命ずることとした。

改正指令条項	備 考
<p>第1条 指令90/388/EECを以下のとおり改正する。 「第9条を以下のとおり置き換える。 <第9条> 各加盟国は、市場において支配的な地位を占めている通信事業者が、特別な又は排他的な権利の下でCATV事業を行う場合は、公衆電気通信ネットワーク事業とCATV事業を同一の法人により行うことのないよう、図らなければならない」</p>	<p>元の90/388/EEC第9条は、通信回線のCATV伝送への利用が制限されている状況について、1998年1月1日までに委員会が評価を行うことを定めていた条項である。</p> <p>「特別な権利(special rights)」とは、加盟国が免許等により限られた数の事業者に対して付与する権利、「排他的な権利(exclusive rights)」とは、一つの事業者のみに対して付与する権利を言う。</p>
<p>第2条 指令95/51/ECの第2条(3)を削除する。</p>	<p>95/51/EC第2条(3)は、一つの事業者が通信事業とCATV事業の両方を提供している現状について、1998年1月1日までに委員会が評価を行うことを定めていた条項である。</p>

また、逆に通信事業者が公衆電気通信ネットワークを利用してTV放送信号を伝送することについても、現状では各国で様々な制限が課せられている。しかしこの点について報告書は、CATVネットワークの発展を促すためには通信回線によるCATV伝送を暫定的に規制することは効果があると述べ、まずCATV回線の普及によるローカルループ市場の競争促進を優先する見解を示している。しかし規制を長期間維持すれば、かえってマルチメディア・サービスの発達を阻害する要因となる。そこでローカルループ市場の有効競争が実現すればこの種の規制は撤廃されるべきであるが、市場の発展状況は国によって異なることから、この件に関しては引き続き各国の規制に委ねることとしている。

< 出典 > "Cable Review"/SEC (97) 2390 (12.16)、Communications Week International (12.15)
Telecom Markets (10.23/12.18)、欧州レポート(12.19) 他

● COMMENT

EU域内では一部の加盟国を除いて1998年1月1日から音声電話サービスおよび公衆網の敷設・提供が自由化されたとはいえ、加盟国の大半では競争が始まったのは長距離/国際部分のみであり、ローカル市場は相変わらず旧国営事業者がほぼ独占しているというのが実情である。CATVネットワークは各家庭につながっている大容量の回線として既存の加入者回線に代わる非常に有望な通信インフラであると欧州委員会は期待しており、今回の措置により、加入者回線とCATV回線を互いに競合する存在として明確に位置付け、ローカル市場での競争を促進するのが委員会の狙いである。

委員会の動きに対し、各国の事業者側も対応策に乗り出している。

ドイツ国内のCATVインフラの80%を所有し、今回の委員会指令策定のきっかけになったと考えられているドイツテレコムは、CATV事業部門をいくつかの地域子



KDD RESEARCH



(注3)
サービス地域内にアムステルダム、ロッテルダム、ハーグ、ユトレヒト等の主要都市を擁し、加入者数は約110万件、オランダで最大規模のCATV会社。

(注4)
1997年4月に採択された欧州議会・理事会指令97/13/EC「Directive 97/13/EC of the European Parliament and of the Council of 10 April 1997 on a common framework for general authorizations and individual licences in the field of telecommunications services」を指す。

(注5)
従来からあった国際単純再販事業 (ISR) 免許がEU免許指令に合わせて見直され、1998年1月以降は国際音声単純再販事業 (ISVR: International Simple Voice Resale) と呼ばれることになった。両者の相違点は、
・ISR免許は個別免許であったが、EU免許指令の規定 (第7.2条「(前項の規定にかかわらず) 公衆音声電話サービスの提供並びに公衆電気通信ネットワーク及び無線周波数の使用を伴う他のネットワークの建設と提供に関しては個別免許制を採用することができる」) を考慮した結果、ISVR免許は「届出制クラス免許」になった。届出制クラス免許とは言わば「免許料をとられるクラス免許」であり、新しい範疇である。



KDD RESEARCH

会社に分離分割する計画を明らかにしている。

将来的にはドミナント通信事業者はCATV権益を完全に手放すべきであると委員会は考えているようだが、通信事業者側からの反発を考慮して、当面は子会社への分離を義務づける段階で留めている。しかし既にオランダ政府はKPNに対してCATV権益の売却を命ずる措置を取っており、それを受けてKPNは昨年12月、子会社のビジョンネットワークが所有していたCATV会社Casema^(注3)の株式をすべてフランステレコムに譲渡している。
(近藤 麻美)

英国

電気通信庁 (Of tel) 免許料体系の見直しを諮問

電気通信庁 (Of tel) は、1998年12月、諮問文書「A Review of Telecommunication Licence Fees in the UK」を発表して免許料体系の変更を諮問。

EU免許指令^(注4)に対応するため、電気通信庁 (Of tel) は以下の変更を提案している。

- ・従来、公衆電気通信事業 (PTO) 免許、国際設備ベース事業免許 (IFL) 等の個別免許の免許更新料 (年額) の算定方法は免許ごとに異なっていた。これを収入比例に統一する。ただし運用開始後2年間は定額の最低更新料のみを課す。
- ・届出制クラス免許である国際音声単純再販事業 (ISVR) 免許^(注5)の免許交付料を引き上げ、免許更新料を新設する。

EU免許指令の実施期限は1997年12月31日であるが、電気通信庁 (Of tel) としては、ほぼすべての免許が更新期を迎える本年4月1日までに以上の変更を実施する方針である。

1. 現行制度

独立規制機関である電気通信庁 (Of tel) は収入の約97%を免許料に仰ぐ。

このように電気通信庁 (Of tel) の運営経費の大半を賄う免許料には、以下の3種類がある。

- ・免許交付料 (一時金)
貿易産業省 (DTI) 及び電気通信庁 (Of tel) における免許交付等に係る行政費用を賄う。
- ・免許更新料 (年料金)
個別免許の管理等に係る電気通信庁 (Of tel) の行政費用を賄う。固定額又



は電気通信庁 (OfTel) が免許人に示す算定方法により算出された額が徴収される。

免許更新料の額は、免許人の被免許事業に係る年収の0.08%又は35000 £ (約725万円) を超えない。

・特別免許料

電気通信庁 (OfTel) において発生する費用が当該年度の免許更新料を上回ることが予想される場合に課される。特別免許料の規定はすべての個別免許にあるが、実際に徴収されているのは以下の5社のみである。

- ブリティッシュ・テレコミュニケーションズ (BT)
- マーキュリー・コミュニケーションズ (MCL)
- キングストン・コミュニケーションズ
- セルネット (Cellnet)
- ヴォダフォン (Vodafone)

特別免許料の額は、免許更新料との合計で、免許人の被免許事業に係る年収の0.4%を超えない。

・世界貿易機関 (WTO) 基本電気通信交渉 (NGBT) の合意に基づき、少なくともWTO加盟国との間のISVRトラヒックについては比例リターンに従う必要なしに免許を認める方向とした。ただし国際通信市場の変動の速さを考慮して実際の条件を策定する権限は電気通信庁 (OfTel) 長官に委譲し、その上で、同長官に対し、
 ・個々のルート又は免許に関して違う方針を採る権限
 ・国際精算の反競争的な片方向バイパスを禁止するため必要に応じ比例リターン制度を復活させる権限を付与している。

表1：電気通信庁(OfTel)1995年度財務報告 (単位1000英£)

収入	免許料	9,761	支出	人件費	5,499
	出版物販売	34		調査研究委託	1,153
	その他	274		広報	432
				法務	143
				その他	2,250
収入計		10,069 (約20億8428万円)	支出計		9,744 (約19億6174万円)

(1英£=207円)

出典：OfTel 1996Annual Report

2. EU 免許指令 - 免許料に関する要請

EU 免許指令は、その第6条で全般的認可^(注6)の免許料を、第11条で個別免許の免許料を規定し、個別免許だけではなく全般的認可による免許にも免許料の設定を認めている^(参考)。両規定に共通する原則を集約すれば以下のとおりとなる。

- ・免許料は非差別かつ(算定方法が)透明であるべきこと
- ・料金額は行政コストに比例すべきこと

(注6)

General authorization. 英国におけるクラス免許はこの範疇に入る。

(参考) EU 免許指令の免許料関連規定

第6条 全般的認可手続きのための料金及び料料

付属書に関連するユニバーサル・サービスの供給に対する財務的貢献を考慮しない限りにおいて、加盟国は、認可手続きの一部として課金される料金が、適用される一般的認可制度における、(免許の)発行、管理、コントロール及び執行に関連して発生する行政費用のみを賄うものとなるようしなければならない。免許料は、随時閲覧が可能なように適切かつ十分に詳細なやり方で公表されなければならない。

第11条 個別免許に対する料金及び料料

1 加盟国は、認可手続きの一部として課金される料金が、適用される一般的認可制度における、(免許の)発行、管理、コントロール及び執行に関連して発生する行政費用のみ



KDD RESEARCH



を賄うものとなるようしなければならない。個別免許に対する免許料は関連する作業に比例し、かつ、随時閲覧が可能ないように適切かつ十分に詳細なやり方で公表されなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、加盟国は、希少資源が使用される場合において、規制主管庁に対し、当該資源の最大限の利用を確保する必要性を反映した料金を課すことができる。それらの料金は、非差別的かつ革新的なサービスと競争の進展を促進する必要性を特に考慮したものでなければならない。

3. 電気通信庁 (OfTel) による免許料制度変更の検討

EU 免許指令への対応等のための制度変更について、電気通信庁 (OfTel) は以下のとおり結論を出している。

(1) 免許料を行政コストに比例させることについて

貿易産業省 (DTI) 及び電気通信庁 (OfTel) の活動コストを免許 (種別) ごとに分計することは不可能ではない。しかし、それを可能にするような会計システム導入のコストは禁止的に高いと考えられる。行政コストはほぼ免許人の事業規模に比例すると考えられるので、実コストに代え被免許事業収入を免許料算定の基礎とする。

(2) 透明性及び非差別性について

免許中の免許料に関する規定を標準化する。

現在の制度では、年収31万2500 £ 以下のケーブル事業者の免許更新料が年2500 £ であるのに対し、同等規模の公衆電気通信事業者 (PTO) の免許更新料は年2万0000 £ である。新制度ではこの格差を是正する。

(3) クラス免許の扱いについて

現在、コンディショナル・アクセス・クラス免許を除くクラス免許には免許料を設けていない。EU 免許指令は全般的認可による免許にも免許料を課すことを認めているが、英国としては当面現在の方針を維持する。ただし届出制クラス免許についてはその限りではない^(注7)。

(4) 複数免許を保有する免許人の扱いについて

例えば設備ベースの国際電話サービスの提供には公衆電気通信事業 (PTO) 免許と国際設備ベース事業免許 (IFL) の双方が必要で、多くの免許人が複数免許を保有しているが、免許料算定はあくまで各免許ごとに行い合算をしない。

4. 免許料

電気通信庁 (OfTel) の提案する免許料制度は以下のとおり。

(1) 個別免許

公衆電気通信事業 (PTO) 免許、国際設備ベース事業免許 (IFL) 等の個別免許

(注7)

現在届出制クラス免許の扱いになっている免許は国際音声単純再販 (ISVR) 事業免許である。電気通信庁 (OfTel) は、「一般に、国際計算料金制度、各国の自由化ベースの相違及び法的管轄問題等の存在のため、国際サービスの規制は国内サービスのそれに比べ複雑で行政コストがかかる」としている。



KDD RESEARCH



に対する免許更新料は、被免許事業年収の0.065%に設定されている。以下収入水準ごとに免許更新料を試算すると下表のとおりになる。

表2：個別免許の免許更新料（年額）試算例

被免許事業 年間収入	現行 更新料（例）	新更新料（例） 年収比0.065%	備 考
100億0000万0000 £	670万0000 £	650万0000 £	BT（約105億 £）がこの水準
15億0000万0000 £	83万1000 £	97万5000 £	
6000万0000 £	2万0000 £	3万9000 £	
5000万0000 £	2万0000 £	3万2500 £	C&Wグループ（約17億 £）がこの水準
4000万0000 £	2万0000 £	2万6000 £	
3000万0000 £	2万0000 £	1万9500 £	
2000万0000 £	2万0000 £	1万3000 £	
1500万0000 £	2万0000 £	1万0000 £	
1000万0000 £	2万0000 £	6500 £	
3万1250 £ 以下 （ケーブル免許）	2万0000 £ (2500 £)	4000 £ (4000 £)	
新規参入後2年間	2万0000 £	4000 £	既存事業者の新規免許取得にも適用

（1英 £ = 207円）

出典：OfTel

(2) クラス免許

クラス免許に関する免許料は以下のとおりとなる。

表3：クラス免許の免許料

免許の種類	現制度	新制度
届出制クラス免許 国際単純再販(ISVR)免許（旧ISR免許）	免許交付料 75 £ 免許更新料 0 £	500 £ 250 £
コンディショナル・アクセス・クラス免許 （変更なし）	免許交付料 1万5000 £ 免許更新料 0 £	1万5000 £ 0 £
その他のクラス免許 （変更なし）	免許交付料 0 £ 免許更新料 0 £	0 £ 0 £

（1英 £ = 207円）

出典：OfTel

<出典>OfTel他

COMMENT

電気通信庁（OfTel）も説明しているとおり、今回の改訂は細かな制度の微調整が中心であり、制度の透明性を高めて免許人が予め免許料を予測し易いようにすることに意が用いられている。BTの会計分離にあれほどうるさい電気通信庁（OfTel）が、アクティビティ単位会計システムの導入について「コストが禁止的に高い」と簡単に一蹴して済ましている点が残念ではある。

（古閑 裕朗）



KDD RESEARCH



(注8)

National Gridはイングランド及びウェールズにおける送電事業の独占事業者で、エナジス(Energis)上場までは同社を100%所有していた。前身は、1989年に発電、送電、配電及び給電の4事業に分割の上民営化された英国の電力公団。

エナジス(Energis) 上場を果たす

電力系電気通信事業者であるエナジス(Energis)は、1997年12月、ロンドン及びニューヨーク株式市場への上場を成功のうちに果たした。

エナジス(Energis)上場の上場幹事(underwriter)は、昨年上場したオレンジ(英携移動体電話事業者。ハチソン系)と同じDresdner Kleinwort Bensonで、普通株式7500万株(約25%)を売って2億0300万£(約420億円)(1英£=207円)の売却益を親会社のNational Grid(注8)にもたらした。株価は幹事会社の予想を30%程度下回る2.90£(約600円)だったが、申込数は売却枠の3倍に達したという。

7500万株以外に普通株式約73万株が経営陣と従業員に割り当てられたが、親会社株主に対する優先割当は実施されなかった。

上場により、エナジス(Energis)の発行済普通株式に占めるNational Grid持分割合は49.9%となった。ただしNational Gridが保有する議決権なし優先株(普通株式に転換可能)を考慮すると持分は74.3%となる。

National Gridはエナジス(Energis)の上場益を豪州の電力事業者PowerNetに投資すると予想されている。

エナジス(Energis)のプロファイル

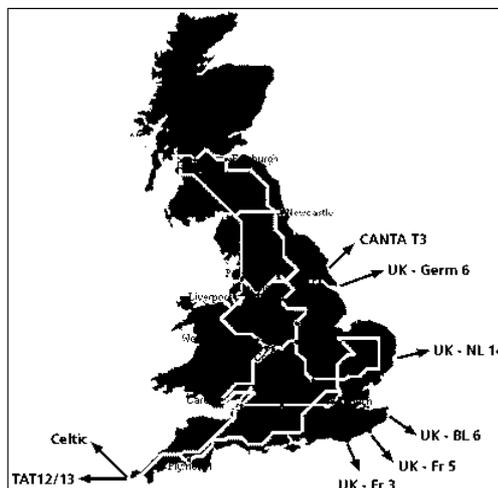
National Grid(送電事業)の100%子会社として1993年3月に設立され、主として企業顧客16000に対し長距離通信サービスを提供している。

従業員は約700人で60%から70%は営業部門配属。大口顧客はNational Grid、BBC(英国放送協会)等。

National Gridの送電線沿いに大容量光ファイバ(2.5Gbps)によるSDH網を保有し、ロンドン市内では地下鉄トンネルを管路としている。

事業開始来着実に業績を上げ1997年には9711万£(約201億円)の売り上げを見込んでいるが、累計4億2500万£(約880億円)に上るネットワーク投資(1997年だけで2569万£)のため収支相償化は遅れている。

【図1】エナジス(Energis)のネットワーク



出典：エナジス(Energis)ホームページ



KDD RESEARCH



上場の前評判

イングランドとウェールズを地盤とする地の利に加え、大容量・高品質のネットワークを保有している点で、エナジス (Energis) の将来性に対する評価はもともと高く、今回の上場も大型上場として期待された。幹事会社の他Solomon Brothers等が事前の株価予想を公表している。

表1：幹事会社等による株価予想

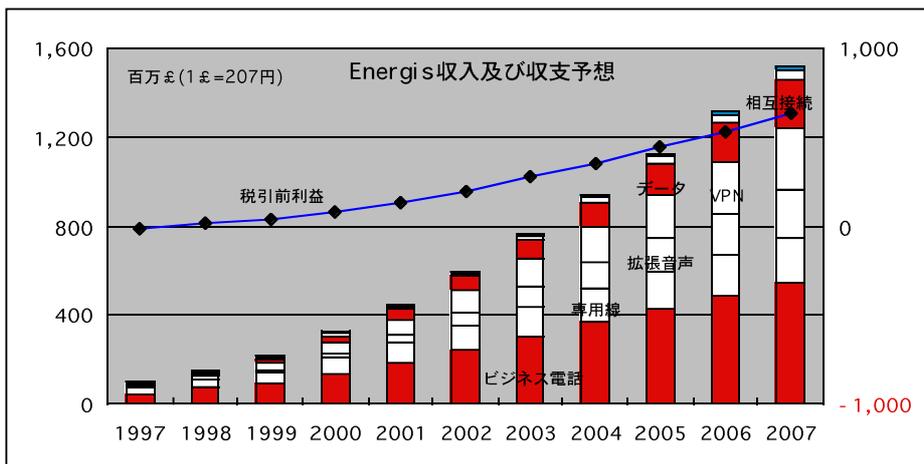
分類	2006年度利益予想	現在正味価値	株価
Dresdner Kleinwort Benson (幹事)	5億2600万 £ (約1089億円)	13億2000万 £ (約2815億円)	約4.2 £ (約869円)
Solomon Brothers	3億7200万 £ (約770億円)	11億1000万 £ (約2298億円)	約3.6 £ (約745円)
上場株価に基づく算定	8億9300万 £ (約1850億円)	8億9300万 £ (約1850億円)	約2.9 £ (約600円)

(1英 £=207円)

出典：Telecom Market1997.11.6

幹事会社は、エナジス (Energis) が、その高品質・大容量のネットワーク資産を生かして電話、拡張音声、企業通信及びデータ通信の分野で強みを発揮すると予想、2007年度末には英国電気通信市場でシェア10.1%を獲得するという前提に立って上表の数字を弾いている。参考までに幹事会社による収入及びシェア予測を【表2】及び【表3】に紹介する。

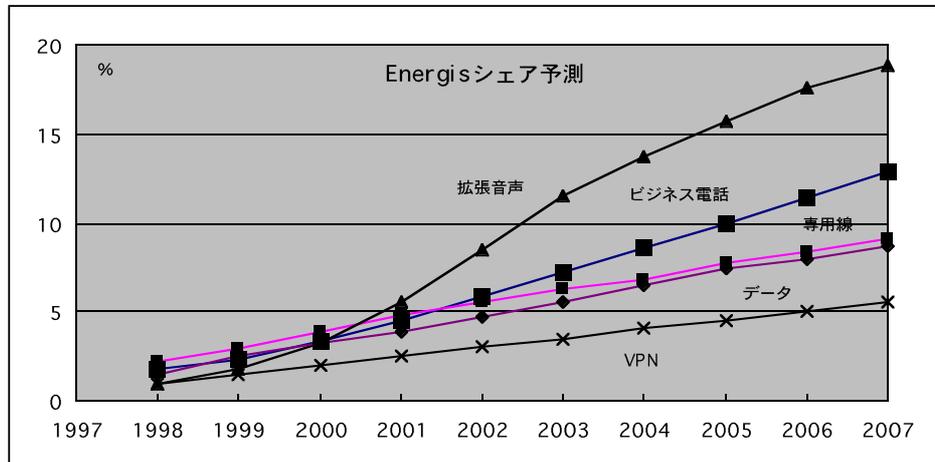
【表2】エナジス (Energis) の収入及び収支予想 (上場幹事会社による)



KDD RESEARCH



【表3】エナジス (Energis) のシェア予測 (上場幹事会社による)



<出典>Telecom Market1997.11.6他

COMMENT

エナジス (Energis) 上場の前には、「ワールドコム (Worldcom) のBrooks Fiber 買収と同等ベースでエナジス (Energis) を評価するなら1株13 £ (約2691 円) が適切な水準」とする説まで出た。

Speculation はさて置き、エナジス (Energis) の優れたネットワーク資産とそれを生かした着実な事業展開は確かに注目に値すると思う。

同社の近況を伝える小さなニュースを以下に紹介する。

(1) ヴォダフォン (Vodafone) との提携 (その後)

1997年7月、エナジス (Energis) は、ヴォダフォン (Vodafone) との間で双務的再販契約をベースとする提携合意に達した。この合意に基づいて、エナジス (Energis) の固定電話サービスを、ヴォダフォン (Vodafone) がさる11月から販売開始している。同サービスのマーケティングは当初ヴォダフォン (Vodafone) の企業ユーザーを対象とし、請求及び加入者対応はヴォダフォン (Vodafone) が担当する。

(2) 送電制御システム用ネットワークの受注

上場直前エナジス (Energis) は、親会社のNational Grid から送電制御システム用SDH ネットワークの供給10年契約を受注した。受注額は総額で1億 £ (約207 億円) である。(古閑 裕朗)





ドイツ

ドイツテレコム、事業者切替料問題と教会対策で立ち往生

切替料問題で非難集中。その上教会に泥試合を仕掛けて世間の怒りに油をそそぐ結果に。

1998年1月1日電気通信自由化に前後して、ドイツテレコムは自ら引き起こしたトラブルに次々とハマり込んでいる感がある。

その最初は事業者切替料問題である。事業者事前選択制導入に伴う措置として、高額の実業切替料を（移行先事業者ではなく）加入者に課すことにしたが、これが各方面から非難の集中砲火を浴びた。同社は現在、徴収を当面の間停止せざるを得ないところまで追い込まれている。

次は教会問題である。新規事業者のオテロ（O.tel.O）への切り替えを決めたプロテスタント教会及びローマ・カトリック教会に対し、災害時通信用ネットワークの無償提供停止をちらつかせて翻意を促したため、世論の怒りを一段と大きくしてしまった。

州政府等には新規事業者への乗り換えを積極的進める動きがあるが、こちらでもドイツテレコムのおかげからぬ対応振りが取り沙汰されている。

次々と登場する問題を見て、ドイツテレコムに対する形容詞も「競争慣れしていない」「Public Relationを甘く見ている」から「普通の市場でのビジネスが分かっていない」「独占を良いことに不当に高い料金で国民を苦しめてきた」等々まで、日に日にバラエティが広がっている。

1. 事業者切替料問題

ドイツの実業切替料制度には事前選択と通話ごと選択の二種がある。

事前選択の場合、基本料等を含むサービス料金は選択された事業者が加入者に請求する。通話ごと選択の場合は、たとえ加入者が一切ドイツテレコムの通話サービスを使わなかったとしても、基本料請求でドイツテレコムとの関係が残る。

ドイツテレコムとしては、1998年1月1日以降に加入者が自社以外の事業者を事前選択した場合、以下の料金を、移行先事業者ではなく加入者から徴収する方針であった。加入者が通話ごと選択を選んだ場合には一切料金が掛からない。

- ・切替料として94.99マルク（約6800円）（1ドイツマルク=72円）
- ・ナンバー・ポータビリティ料として53マルク（約3800円）（番号を変えずに新規事業者に移る場合のみ）

ドイツテレコムはこの料金をコンピュータ・システムの構築・データ設定に必要なもの、と説明している。

当然、新規事業者等がドイツテレコムのこの方針に強い反発を示したため、1997





年12月に規制機関（郵便及び電気通信規制局）を交えた作業部会が発足したが、両者の意見は今のところ平行線を辿っている。

新規事業者の主張は以下の2点。

- ・ドイツテレコムの料金はコストを反映しておらず、適切な料金は4マルクから9マルク（約300円～600円）の間である。
- ・かかるコストは関係事業者間で平等に負担すべきであって、加入者に課するのは競争に逆行するものである。

この作業部会で合意が得られるまでの間、ドイツテレコムは料金徴収を見合わせる事となっているが、同社は1月27日、合意を待たずに料金値下げの認可申請を行うことを発表した。新料金は切替料とナンバー・ポータビリティ料をどちらも49マルク（約3500円）とするもの（4月1日実施予定）。

ドイツテレコムは「大幅に実コストを下回るディスカウント料金」と説明しているが、新規事業者の主張との隔たりはまったく埋っておらず、高飛車なやり方で押し切ることができるのか疑問である。

この問題は欧州連合（EU）競争政策委員会からも注目されている。Van Miert委員長は、「ドイツ政府の今後の対処を注視しつつ、他の加盟国に同様の料金が課されている例がないか調査する」とコメントしている。

2. 教会との対立

プロテスタント教会及びローマ・カトリック教会は、この1月23日、4月1日にサービス提供を開始するオテロ（O.tel.O）^(注9)と長距離通信サービスに関する契約を結んだと発表した。雇用規模では政府に次ぐ組織である教会は、電話料金への支出も年間8億5000万マルクから9億マルク（約612 - 648億円）に上る第一位顧客である。オテロ（O.tel.O）との契約によって年間1億マルク（72億円）の長距離通話料削減を見込んでいる。

教会のこの発表に対しドイツテレコムは、昨年同社が教会と結んだ災害時通信ネットワークの5年間無償提供契約（年500万マルク（約3億6000万円）相当）破棄の可能性を示唆、「費用を負担するのはドイツテレコムで、儲けるのは他の会社、では意味をなさない」とのコメントを発表した。

ドイツテレコムのこの態度には「教会寄付の意味が分かっているのか？」等の批判が相次ぎ、教会も「病院や養護院を運営していくにはどこかでお金を節約しないわけにはいかない。昨年の契約の際、無償提供契約は自由化と関係なく継続すると考えられていたのではないかと」応酬している。

今や四面楚歌の同社の味方は「2000人の職場が失われる」と危機感を持って教会に反発している同社の組合だけである。

(注9)

新規事業者の1つで出資者は、RWE（電力）（40%）、VEBA（電力・化学）（37.5%）、残る22.5%は1997年2月に出資を引き上げたC&Wに代わる国際パートナーのためにとり置かれており、ベルサウス（米地域通信業）、SBC（同）又はGTE（同）の参加が取り沙汰されている。オテロ（O.tel.O）は、移動体電話事業のE-Plus（DCS-1800）に30%を出資している。E-Plusへの他の出資者は、VEBA（30%）、ベルサウス（23%）及びヴォダフォン（Vodafone）（英移動体電話事業）（17%）。なお、移動体電話のプロバイダーで固定電話事業にも進出したTalklineは、オテロ（O.tel.O）の前身であるフェバコム（Vebacom）とRWEテリアンスのうち後者の子会社だったが、現在オテロ（O.tel.O）との間で直接の関係はない。



KDD RESEARCH



3. その他 (ドイツテレコム関係雑記)

(1) 広告問題

ドイツテレコムは割引国際通話サービスの広告でもミソをつけている。

英本拠の国際電話事業者First Telecom^(注10)が、ドイツテレコムの広告がミス・リーディングであるとデュッセルドルフ地方裁判所に訴えて1月19日に停止命令を獲得した。命令への違反は50万マルク(約3600万円)の料料又は6ヵ月の(社長の)懲役である。

(2) 相互接続料

ドイツテレコムは1997年12月、フィアック・インタコム(VIAG Intercom)^(注11)と相互接続協定を締結した。1997年9月にドイツ郵電省が決定した相互接続料が適用された最初のケースである。

ただし、ドイツテレコムの郵電省決定撤回を求めた訴えがケルン市民法廷によって認められた場合には、ドイツテレコムが他社と協定している料金が適用されることになる。

<出典>Telecom Market1998.1.15他

COMMENT

昨年から今年にかけてのドイツテレコムはまさに多事多難である。今回は触れなかったが、

- ・グローバル・ワンのEC競争法違反問題
(BT/VIAGが昨年ドイツテレコムに勝訴。後者に支払命令)
- ・ケーブル・テレビ事業切り離しの問題

等々、文字通りの難問が山積している。

欧州最大の電気通信事業者である同社への風当たりは当面なかなか弱まる時がなだらうと思われるが、今年は心機一転、規制環境の変更という外患を自社改革に活用する果敢さを発揮しないと、予想以上に順調な滑り出しを見せている新規参入事業者が同社を多少とも痛い目にあわせることもあるかも知れない。

(古閑 裕朗)

ドイツ政府、ドイツテレコム株の13%を放出

ドイツ政府は、1997年12月19日、1999年欧州通貨統一に向け財政赤字を削減するためドイツテレコム株(発行済株式の13%)を放出。

ドイツ・ブンデスポスト分割(1989年第一次通信改革)によってできた3つの公法人(ドイツ・ブンデスポスト・テレコム、ドイツ・ブンデスポスト・ポストバンク及びドイツ・ブンデスポスト・ポストディンスト)が株式会社化されたのは1995年1月である(第二次通信改革)。

1996年11月増資でドイツ政府持分は73.99%まで減少したが、政府持分売却は

(注10)

英国で国際設備ベース事業免許(IFL)(公益事業特権なし)を保有、独仏に事業を展開する国際通信事業者。3国での年売り上げは約700万£(約14億4900万円)(1£=207円)。主な出資者はモルガン・スタンレーで全欧展開を目指している。

(注11)

新規事業者の1つで出資者は、VIAG(電力)(52.5%)、BT(英)(37.5%)及びテレノール(Telenor AS)(ノルウェー)。フィアック・インタコム(VIAG Intercom)は移動体電話事業免許(DCS-1800)も保有している。



KDD RESEARCH



(注12)

財政赤字の対国民総生産 (GNP) 比が3%以内でなければならない、とする経済通貨同盟 (EMU) の基準 (ドイツの場合上限は約1100億マルクとなる)。他にインフレ率と為替レート変動率についての基準があり、欧州通貨制度 (EMS) 加盟12国中最低7国が3つの条件を満たした場合は統合の第三段階に進むことになっていた。7国の達成がなかった場合は条件を満たした国だけで1999年から第三段階に移行、欧州中央銀行 (ECB) を設立して単一通貨ユーロ (EURO) を導入する。

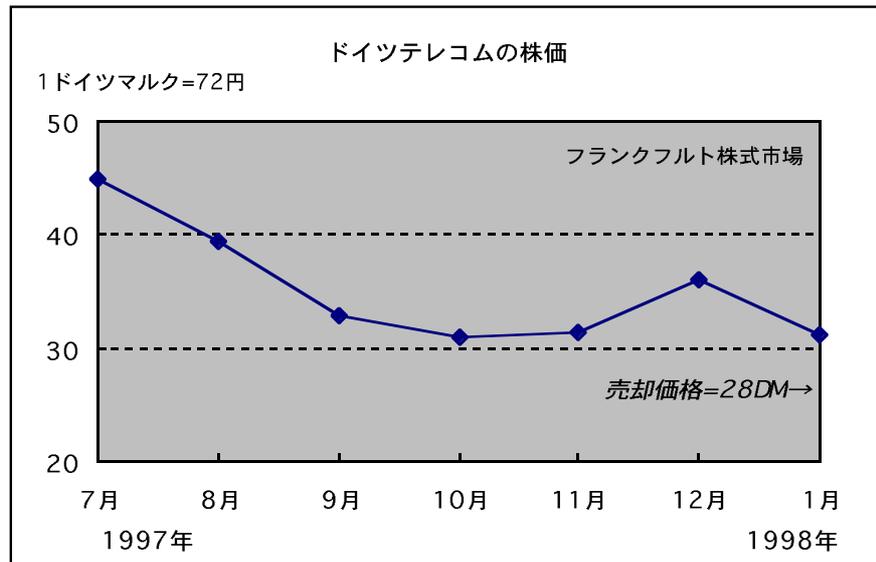
これまで行われたことがない。これは、売却が議会の意向により原則として1999年12月31日まで禁止されているからである。

今回の売却は、欧州通貨統合に向けた財政赤字基準^(注12)達成のため、国営銀行の復興金融公庫 (KfW:Kreditanstalt fur Wiedraufbau) を売却先として実施された。

今回の処分では、ドイツテレコムの総発行済株式数の13%にあたる3億5668万株が、総額100億マルク (約7200億円) (1ドイツマルク=72円) で売却されている。1株あたり株価は、10月及び11月の市場株価平均から20%弱割引きした28.0マルク (約2016円) だった。ドイツテレコム株価は昨年夏以来一貫して下降しているが、売却による影響は特に見られない。

戦略投資家の関与を避ける観点から、公開市場を通さない売却にはドイツテレコム取締役会の同意が必要とされているが、同等の義務に服する第三者、つまり復興金融公庫のような政府機関等への売却についてはその限りではないので、今回の売却に同取締役会は関与していないようである。

【表1】ドイツテレコムの株価



売却実施後の政府保有割合は60.99% (16億7338万株) となる。復興金融公庫は引き受けたドイツテレコム株を2000年以降に売却する予定である。

ドイツ政府は1998年中に更に売却を行い、230億マルク (約1兆6560億円) の売却益を得ることを計画している。これが実施されれば、ドイツテレコムの総発行済株式数の約29.9%にあたる8億2143万株が新たに売却され (売却価格を1株28.0マルクと仮定) 政府保有割合は31%まで下がることになる。ただし売却先等は今のところ未定である。

<出典>Financial Times1998.1.6他



KDD RESEARCH



表2：ドイツテレコムの株式発行状況等

発行済株式数（無記名普通株式のみ）		27億4370万株
額面金額（1株）		5マルク
資本金		137億1850万マルク （約9877億3200万円）
1997年12月の政府売却	売却総額 売却株式 単価	100億マルク（約7200億円） 3億5668万株（13.00%） 28.0マルク/株
1998年中の政府売却予定	売却総額 株式数（注）	230億マルク（約1兆6560億円） 29.9%（8億2143万株）
ドイツ政府の保有割合	1997年12月売却前 1997年12月売却後 1998年売却（予定）後（注）	73.99%（20億3000万株） 60.99%（16億7338万株） 31.05%（8億5055万株）

（1ドイツマルク=72円）

出典：ドイツテレコム有価証券報告書他

（注）1株あたり28.0マルクで総額230億マルクの売却が行われると仮定。

COMMENT

ドイツテレコムは1月、1997年度の収益見通しを55億マルク（約3960億円）から33億マルク（約2376億円）に下方修正した。電気通信自由化、郵電省の相互接続政策等の影響等により株価も下降の一途を辿っている。株価維持への配慮に基づく政策調整の動きは今のところドイツ政府に見られないが、注視の必要があるかも知れない。
（古閑 裕朗）

スペイン

レテビシオン、サービス開始

■ スペイン通信市場の完全自由化期限に先駆けて、第2事業者が電話サービスを開始。

スペインの第2事業者レテビシオン^(注13)が、1月23日から長距離/国際電話サービスを開始した。レテビシオンの発表によると1月9日の営業開始から23日までの間に、既に3万件以上の申込があった。

レテビシオンは開業後1年間、契約料と月額基本料を無料とするほか、電話料金に秒単位課金を採用し、テレフォニカよりも10～25%安い料金で、利用者にアピールしている。

また、4月にはデータ通信やインターネット接続サービス、9月には家庭向けのローカル通話サービスも開始する予定である。

レテビシオンは、今後10年間に利用者数260万件、100万回線獲得を目指している。

< 出典 > KDDマドリッド事務所（12.19/12.26/1.12）Financial Times（1.9）

Communications Newsletter（1.19）他

（注13）

出資者の構成はテレコムイタリア（21.6%）、Endesa（電力事業者、21.6%）、Union Fenosa（電力事業者、8.6%）、Euskaltel（バスク地方の通信会社、3%）、スペイン政府（30%）、その他銀行（15.2%）。



KDD RESEARCH



COMMENT

スペインの通信市場の完全自由化期限は1998年11月30日だが、それよりも10カ月前から音声電話サービスの競争がスタートしたことになる。スペイン政府は更に、今年春にレベシオンに続く3番目の音声電話事業免許を交付すると発表した。

これにはスペインのCATV会社Cableuropaと、昨年12月にCableuropaへ10%出資することを決定したフランステレコムが共同で応札を予定している。フランステレコムはレベシオン売却の際にBanco Central Hispanoと共同でコンソーシアムOperaを組んで応札したがテレコムイタリア等のコンソーシアムに敗れ、その後もOperaとして第3事業者免許の入札に参加する計画を進めていた。しかし最近、BCHはレベシオンへの出資をEndesaと交渉中と伝えられており、第3事業者免許入札に参加するのかどうかは不明である。

第3事業者免許には他にユニソース、スペインの第2携帯電話事業者エアテルも関心を示している。

一方、注目されているテレフォニカ、BT、MCIの三者関係の成り行きだが、テレフォニカは今後も両社との提携関係をそれぞれ維持していく意向を示している。MCIとは昨年12月に共同でブラジルのCRT株式売却に応札する計画を明らかにしている。またBTとの間でもスペイン国内における何らかの業務提携を検討しており、第3音声電話事業者免許の入札が始まる前にBTとの関係を固め、国内市場でBTを敵に回すことは避けたい考えである。

(近藤 麻美)

ノルウェー

ノルウェー政府、Telenor/Telia 合併で方針転換

ノルウェーのVondevik首相は、1月22日、テレノール(Telenor AS)とスウェーデンのテリア(Telia AB)の合併交渉に対する反対を撤回すると表明した。議会基盤の弱い内閣が野党の介入批判によって追い詰められたもの。

ノルウェーはEU非加盟ながらEUと同等の電気通信自由化を1998年1月1日から国内で実施している。テレノール(Telenor AS)は同国の旧独占事業体であり、スウェーデン(EU加盟)の同じく旧独占事業体であるテリア(Telia AB)との合併交渉を、報道によれば昨年末に開始した。

当初ノルウェー政府は、テレノール(Telenor AS)の動きに対し、「電気通信市場の競争進展に逆行するもので消費者利益に反する」と反対してきた。しかし、民間交渉への介入が野党の非難を浴びたため改めて軌道修正をせざる得なくなったと見られている。Vondevik内閣はキリスト教人民党及び自由中央党の連立で議席数は議会の約4分の1に過ぎないという。

テレノール(Telenor AS)とテリア(Telia AB)は交渉の事実自体は否定していないが、今のところ積極的な発表も行っておらず、今回の政府方針転換にもコメン





トを避けている。

<出典>Finacial Times1998.1.23他

表1：テレノール(Telenor AS)・テリア(Telia AB) 1996年度収益等

	政 府 保有割合	総収益	国際サービス 収 益	固定電話 サービスシェア	国際電話 サービスシェア
テレノール(Telenor AS)	100%	2688億円	512億円	-	-
テリア(Telia AB)	100%	7040億円	896億円	94%	69%
ドイツテレコム(参考)	73.99%	49152億円	6400億円	100%	100%

(1米\$=128円として\$表示額から換算)

出典：Telegeography他

COMMENT

本件についてはFinacial Timesの上掲記事後追報がないため、以上の情報を紹介するに止めたい。

(古閑 裕朗)



KDD RESEARCH

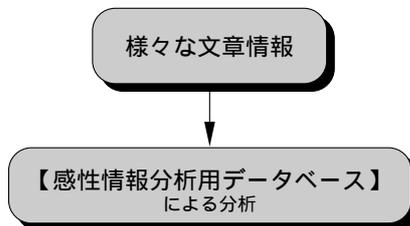
文章情報を論理化して活用するために

~(株)KDD総研の「感性情報分析用データベース」を用いた情報分析サービス~

(株)KDD総研の「感性情報分析用データベース」を用いた情報分析は、さまざまな文章情報に含まれている感性情報を、定量化、論理化し、企業活動に役に立つ情報として加工することができます。

本情報分析を用いることにより、苦情、お客様からのコメント、アンケート、エッセイ等の文章情報から、生活者の欲求や生活行動を論理的に分析し把握することが可能となります。

なお、この他に生活者の感性を分析する各種サービスも行っています。



マーケティングリサーチツールとしての活用
・文章情報の数値化、統計処理による顧客動向の把握
・キーワード検索による蓄積された文章情報の活用
・エッセイ等に内在する新サービスへの欲求の把握

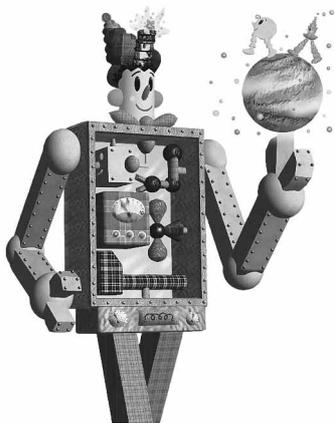
「感性情報分析サービス」についてのお問い合わせは
株式会社 KDD総研 市場開発部
〒362 埼玉県北足立郡伊奈町小室10281 KDD小室ビル内
TEL 048 - 723 - 5066 FAX 048 - 723 - 5185

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

1998 February



発行日 1998年2月20日
発行人 景山 正
編集人 安道 幸一郎
発行所 株式会社 KDD総研
〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F
TEL. 03(3347)6926 FAX. 03(5381)7017
年間購読料 30,000円(消費税等・送料込み、日本国内)
レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD Europe Ltd.

6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
London EC2M 7EB U.K.
Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005

KDD Belgium S.A./N.V.

Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium
Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-502-9158

KDD Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany
Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD TELECOMET H.K. LTD.

Room 2701, Lippo Tower, Lippo Centre,
89 Queensway, Central, Hong Kong
Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932

眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12
Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及(株)(OCS)

〒108 東京都港区芝浦2-9
Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338